

資料一覧

資料①	博士前期課程学生の研究テーマ
資料②	武蔵野学院大学大学院進路希望調査結果
資料③	海外の大学からの留学生受け入れ要請
資料④	中国における日本語教育事情
資料⑤	学位記授与に関する規程
資料⑥	日中コミュニケーション専攻教育課程概念図
資料⑦	学校法人武蔵野学院定年規程
資料⑧	博士後期課程履修モデル
資料⑨	研究指導の流れ
資料⑩	想定される大学院生の研究テーマ
資料⑪	埼玉県大学・短期大学図書館協議会等資料
資料⑫	大学図書館図面
資料⑬	大学院生共同研究室図面
資料⑭	基礎となる学科・既設の博士前期課程との関連図
資料⑮	研究科委員会運営規程
資料⑯	自己点検及び評価規定 自己点検・評価項目、自己点検・評価スケジュール
資料⑰	公開講座の実施実績一覧
資料⑱	ファカルティー・デベロップメント（FD）プログラム
資料⑲	学生による授業評価項目
資料⑳	中国の大学との交流

資料①

既設の博士前期課程におけるこれまでの主な修士論文題目

- 「日本人のコミュニケーションにおけるコンテキストについて 日本人のコミュニケーションにおけるコンテキストの持つ意味と背景」
- 「『空気』を中心にしたコミュニケーションに関する一考察—実務現場の視点から—」
- 「『平家物語』の文体—訓読語にみる副詞を中心として—」
- 「『今昔物語集』の原典の取り入れ方について—『法苑珠林』との対照—」
- 「日本人の集団意識について—中国人との比較から—」
- 「関東州及び南満鉄附属地における日本語教育に関する一考察」
- 「日系進出企業の人事管理に関する考察」
- 「日中貿易の発展と諸課題—とくに 1980 年代以降を中心として」
- 「日本自動車工業の技術革新と経営戦略に関する一考察」
- 「オバマ新大統領と日米関係」
- 「日中の流行語の比較について」

既設の博士前期課程におけるこれまでの主な研究発表会題目

- 「現代日本社会の急速な変化とビジネスマンの活力に関する一考察」
- 「日本の恥の文化について」
- 「『法苑珠林』と『今昔物語集』の文体の比較」
- 「日本文学にみる女性の心情」
- 「日中間のパーセプションギャップについて」
- 「日本人の集団意識—中国人の集団意識との比較から—」
- 「北西太平洋の地政学」
- 「日中都市家庭における育児状況について」
- 「日本人と中国人の生活意識の比較—若者を中心に—」
- 「現代迄残っている日本の江戸時代の食文化—中国の食文化と比較して」
- 「日中敬語の比較」

武蔵野学院大学大学院進路希望調査結果

◇調査主体

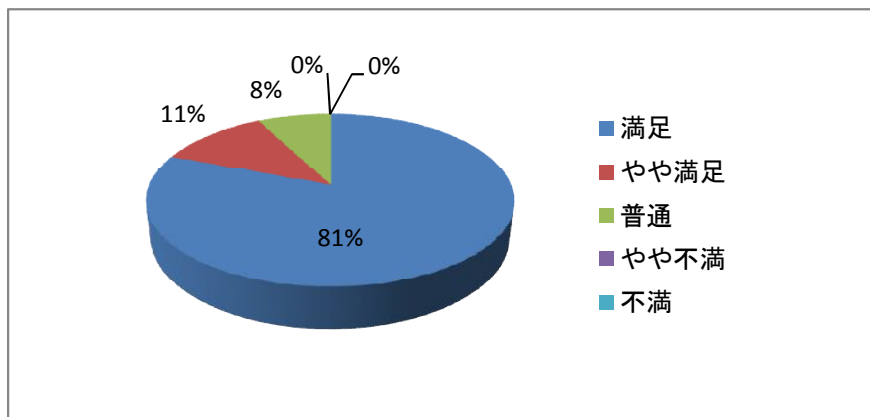
◇調査対象：武蔵野学院大学大学院生（研究生および特別研究生含む） 34名

◇アンケート回収数：26

◇調査年月：平成21年12月

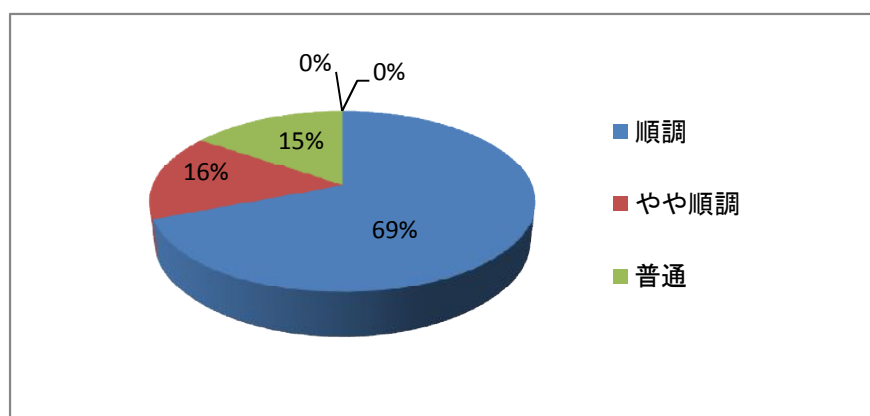
1. 修士課程の授業に満足しているか

希望内容	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
希望者数	21	3	2	0	0
割合	81%	12%	8%	0%	0%



2. 修士論文の進捗状況

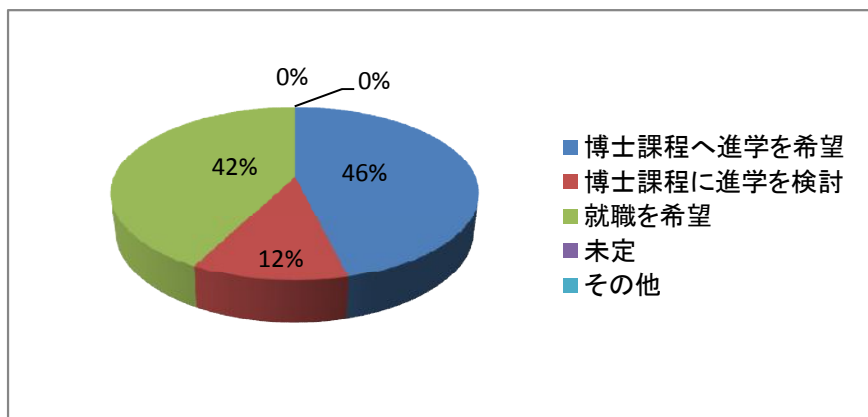
希望内容	順調	やや順調	普通	やや遅れている	遅れている
希望者数	18	4	4	0	0
割合	69%	15%	15%	0%	0%



資料②

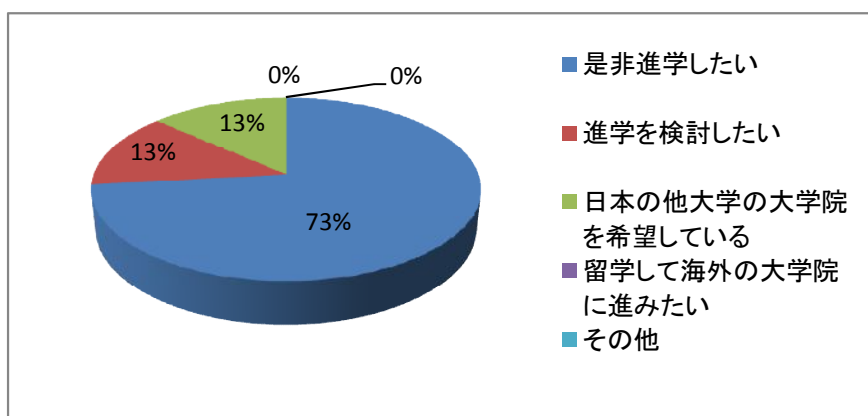
3. 修士課程修了後の進路希望

希望内容	博士課程へ進学を希望	博士課程に進学を検討	就職を希望	未定	その他
希望者数	12	3	11	0	0
割合	46%	12%	42%	0%	0%



4. 本学に博士課程が設置された場合、進学したいと思うか

回答	是非進学したい	進学を検討したい	日本の他大学の大学院を希望している	留学して海外の大学院に進みたい	その他
回答者数	11	2	2	0	0
割合	73%	13%	13%	0%	0%

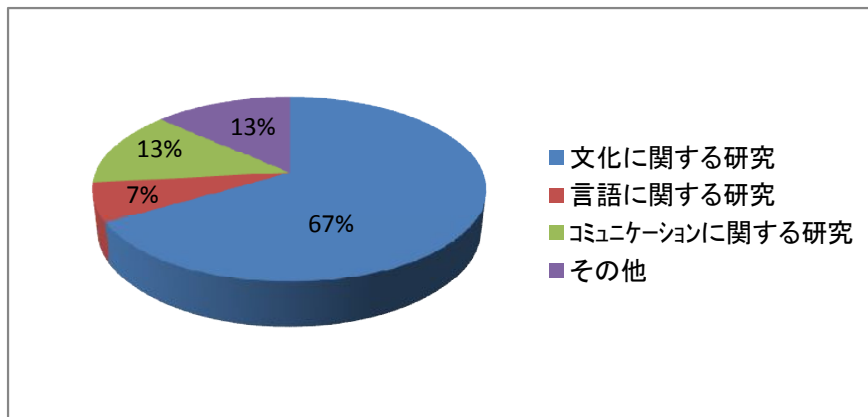


資料②

5. 博士課程に進学した場合、どのような分野についての研究をするつもりですか

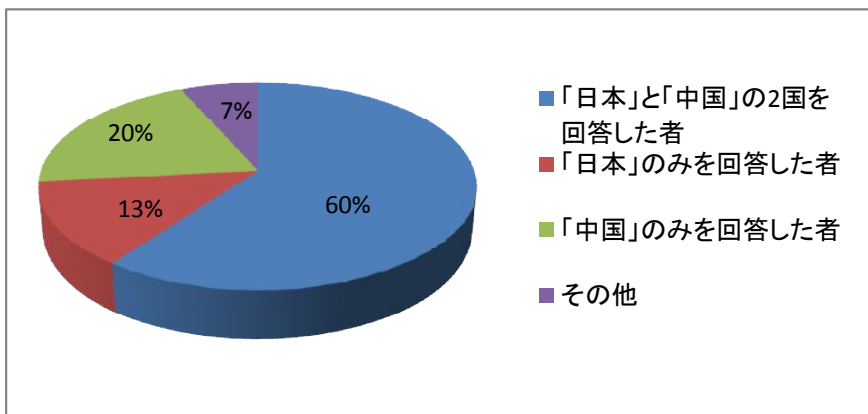
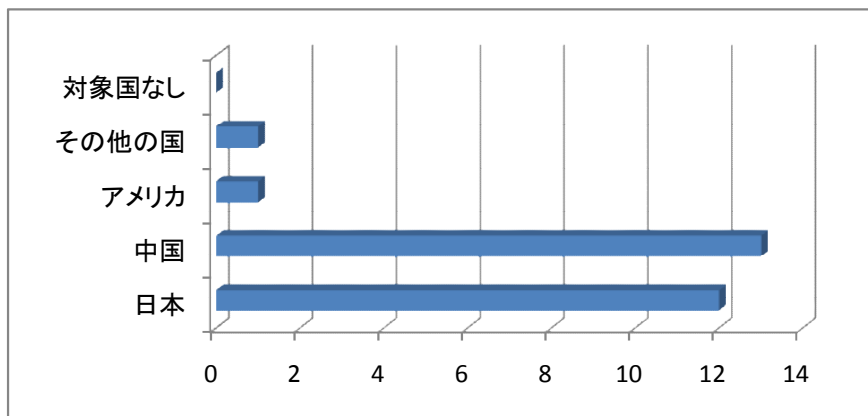
【専門分野について】

回答	文化に関する研究	言語に関する研究	コミュニケーションに関する研究	その他
回答者数	10	1	2	2
割合	67%	7%	13%	13%



【対象とする国について】（複数回答可）

回答	日本	中国	アメリカ	その他の国	対象国なし
回答者数	12	13	1	1	0



希望内容	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
希望者数	21	3	2	0	0
割合	81%	12%	8%	0%	0%

希望内容	順調	やや順調	普通	やや遅れている	遅れている
希望者数	18	4	4	0	0
割合	69%	15%	15%	0%	0%

希望内容	博士課程へ進学を希望	博士課程に進学を検討	就職を希望	未定	その他
希望者数	12	3	11	0	0
割合	46%	12%	42%	0%	0%

回答	是非進学したい	進学を検討したい	日本の他大学の大学院を希望している	留学して海外の大学院に進みたい	その他
回答者数	11	2	2	0	0
割合	73%	13%	13%	0%	0%

回答	文化に関する研究	言語に関する研究	コミュニケーションに関する研究	その他
回答者数	10	1	2	2
割合	67%	7%	13%	13%

回答	日本	中国	アメリカ	その他の国	対象国なし
回答者数	12	13	1	1	0

回答	「日本」と「中国」の2国を回答した者	「日本」のみを回答した者	「中国」のみを回答した者	その他
回答者数	9	2	3	1
割合	60%	13%	20%	7%

大連外国語学院

DALIAN UNIVERSITY OF FOREIGN LANGUAGES

日本語学院

SCHOOL OF JAPANESE STUDIES

武蔵野学院大学学長

高橋 暢雄 閣下

この度、武蔵野学院大学大学院が国際コミュニケーション研究科博士後期課程の設置を申請していることを聞き、大連外国語学院日本語学院を代表して挨拶の文書をお送りします。

大連外国語学院日本語学院は、海外における最も大きな日本語教育機関として、数十年来、日本語に堪能な数多くの優秀な人材を社会に送り出してきました。現在、日本語学部には、3,200名の学生が在籍しており、また、大学院の日本語言語文学、外国語言語学及び応用言語学研究科に160名の大学院生を有しています。大学院生のうち、修士課程修了後に博士後期課程への進学を望んでいる学生は4分の1を占めています。また、その大半の大学院生は日本の大学院の博士後期課程への進学を希望しています。

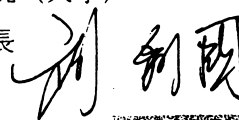
武蔵野学院大学は大連外国語学院大学の協力大学として、優秀な教員を有しかつ完璧な教育システムを備えていることを存じています。既に毎年、多数の学生が武蔵野学院大学大学院修士課程に進学しております。その学生達の多くは武蔵野学院大学大学院博士後期課程への進学を希望しています。両大学間の学術交流を更に深めるために、今後、武蔵野学院大学大学院博士後期課程に留学生を派遣する件について協力していきたいと考えています。

敬具

2010年2月26日

大連外国語学院（大学）

日本語学院院长



地址：中国大连市旅顺南路西段六号 邮编：116044

Tel: 0411—86111050 Fax: 0411—82807930 Website: www.dlufli.edu.cn



浙江工商大学
ZHEJIANG GONGSHANG UNIVERSITY

武蔵野学院大学学長

高橋 暢雄 宛

大学院博士後期課程設置に関して

武蔵野学院大学が大学院博士後期課程国際コミュニケーション研究科の設置準備をしていることを聞き、大変うれしく思います。

さて、2006年10月に、両大学が友好関係を結んでから、様々な交流活動が活発に行われています。2007年10月には武蔵野学院大学の国際交流センター長一行の来訪、そして11月には浙江工商大学学長と日本語文化学院長の武蔵野学院大学への訪問も実現しました。そして、学生交流においては、言語文化研修を始め、留学生の交互派遣も議事日程に乗せています。

ご存じのように、浙江工商大学には日本語文学学科と大学院修士課程日本語文学研究科があり、修士課程を卒業してから日本の大学の博士課程に進学してより専門的かつ体系的に研究を深めていくことを望む学生が数多くいます。

武蔵野学院大学大学院に博士後期課程設置が実現すれば、浙江工商大学の学生は学問を研鑽するより良い環境を得ることができ、人材育成の新たな機会が開かれるものと確信します。

武蔵野学院大学大学院に博士後期課程が設置されることを期待しています。

浙江工商大学日本語文化学院
院長 王立平 教授





杭州師範大學 外國語學院

School of Foreign Languages Hangzhou Normal University

Add: 3rd/F, Building D, No. 16 Xuelin St. Xiasha Higher Education Park, Hangzhou 310036, P. R. China
Phone: 86-571-28865246/28865248 Fax: 86-572-28865242 E-mail: wgyxybgs@hztc.edu.cn

武蔵野学院大学学長

高橋 暢雄 宛

この度、武蔵野学院大学が国際コミュニケーション研究科博士後期課程の設置に取り組んでいることを知りました。杭州師範大学では、日本語教育を中心に取り組んでいる応用日本語学科が設置されており、多くの学生が卒業後日本の大学院に進学することを希望しています。武蔵野学院大学大学院に博士後期課程の設置が実現すれば、杭州師範大学の学生にも学問を研究するより良い環境を与えることができ、両大学間の国際交流に貢献できるものと確信致します。

武蔵野学院大学大学院に博士後期課程が設置されることを期待しております。

杭州師範大学外国語学院日本語学部
学部長



2010 年 3 月 29 日

武蔵野学院大学 学長
高橋 暢雄 様

北京理工大学外国語学院
日本語学科 主任
郭 玉傑 郭玉傑

拝啓 時下貴大学にはますますご発展のこととお喜び申し上げます。

さて、突然のお手紙にて失礼の段、何卒お許しくださいませ。北京外国語大学日本語学部の汪玉林先生から、武蔵野学院大学が国際コミュニケーション研究科博士後期課程を設置なさることを伺いまして、心よりお祝い申し上げます。

北京理工大学外国語学院日本語学科が、2000 年に学部生を、2004 年に大学院生を受け入れ始めました。今毎年学部生を約 25、院生を約 5 名受け入れています。多くの学生が卒業後日本の大学院に進学することを希望しています。

このたび、貴大学の博士後期課程の設置を契機に、貴校と国際交流ができれば幸いです。

敬具



中国における日本語教育事情

中国における日本語教育機関数・教師数・学習者数（2006 年）

高等教育機関数	教師数	学習者数
8 8 2	7 2 1 7	4 0 7 6 0 3

（国際交流基金の調査による）

中国における日本語関連の博士後期課程を有する大学

- 北京大学
- 北京外国語大学
- 上海外国語大学
- 東北師範大学

『中国大学全覧 2007』（厚有出版、2006 年）

武蔵野学院大学大学院 学位記授与に関する規程(案)

(目 的)

- 第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び武蔵野学院大学大学院学則(以下「学則」という)第20条の規程により、大学院が授与する学位記についての必要な事項を定める。

(付記する専攻分野)

- 第2条 大学院において授与する学位は、修士、博士の学位とし、付記する専攻分野の名称は次の通りとする。

博士前期課程 修士(国際コミュニケーション)

博士後期課程 博士(国際コミュニケーション)

(学位授与の要件)

- 第3条 修士の学位は、武蔵野学院大学大学院博士前期課程に2年以上在学し、授業料を完納し、学則第11条の所定の授業科目について研究指導を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。
- 2 博士前期課程の在学期間は、優れた業績をあげた者については研究科で特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士の学位は、武蔵野学院大学大学院博士後期課程に3年以上在学し、授業料を完納し、学則第11条の所定の授業科目について8単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。
- 4 本条第3項に定めるものの他、博士の学位は、大学院が行う博士論文の審査に合格し、さらに本大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(名誉博士の称号の授与)

- 第4条 前項の規定にかかわらず、研究、教育、その他社会に対する貢献が顕著な者に対しては名誉博士の称号を与えることがある。名誉博士の称号に関しては、別に必要な内規を定めるものとする。

(学位の種類)

- 第5条 本学において授与する学位は別記様式による。

(学位論文の審査)

第6条 本大学院における学位の授与に関する論文の審査は、博士前期課程、博士後期課程共に研究科委員会から委任された論文審査委員が行う。

(学位論文の提出)

第7条 課程を修了する者が、学位論文を提出しようとする場合は、学位論文提出の前セメスターに論文の題目を指導教授の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 課程を修了する者の論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

3 課程を修了する者の論文題目の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

4 第3条第4項により博士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位審査手数料を添え学長に提出する。但し、本大学院博士後期課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、退学した者が退学した日から3年以内に博士の学位の授与を申請した時は、学位審査手数料を免除する。

5 受理した学位論文及び学位審査手数料は還付しない。

(学位論文)

第8条 修士、又は博士の学位論文は1編とする。但し参考として他の論文を添付することができる。

2 前項の論文は、修士の場合は2部（正本1部、副本1部）、博士の場合は3部（正本1部、副本2部）とする。

3 修士又は博士の学位論文審査のため必要がある時、研究科委員会は、資料等を提出させることが出来る。

(論文審査委員会)

第9条 研究科委員会は、修士論文審査委員に主査委員1名及び副審査委員1名の合計2名の審査委員を任命し、審査委員会を構成する。

2 研究科委員会は、博士論文審査委員に主査委員1名及び副審査委員2名の合計3名、必要がある場合には副審査委員3名で合計4名の審査委員を任命し、審査委員会を構成する。

3 主査委員は、研究科専任教授から、他の委員は研究科科目担当教員及び、他の大学の大学院で研究指導を行っている教員から研究科委員会が選任する。

4 博士論文審査委員の主査委員に原則として指導教授はなることが出来ない。

(最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査終了後、学位論文に関する内容等について最終試験を行う。

- 2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。
- 3 学位論文の最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(学力の確認)

第11条 審査委員会は、第3条第4項により学位の授与を申請する者に対しては、学位論文の審査及び最終試験と併せて学力の確認を行うものとする。

- 2 学力の確認は、学位申請者が本大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて口述試験又は筆記試験により行い、外国語について1種類を課する。但し研究科委員会が学歴、研究歴、教育歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めた時は、試験の全部又は一部を省略することができる。
- 3 本大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、必要な研究指導を受けた上、所定の単位を修得し退学した者が、第3条第4項により学位の授与を申請したときは、退学した日より3年以内に限り、学力の確認を省略することができる。
- 4 前項により博士の学位を授与された者は課程博士とする。

(審査期間)

第12条 博士前期課程及び博士後期課程に在学している院生の博士の学位論文の審査、最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士の学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。但し、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を6月以内にするすることができる。

(審査委員会の報告)

第13条 審査委員会は、第10条、第11条の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 修士の審査結果は、論文内容の審査要旨、論文審査結果の要旨、最終試験結果の要旨と修士の学位授与に値するか否かの意見書を添えて提出する。
- 3 博士の審査結果は、論文内容の審査要旨、論文審査結果の要旨、最終試験結果の要旨及び学力の確認結果の要旨と、博士の学位授与に値するか否かの意見書を添えて提出する。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、第13条の報告に基づいて審議し、学位の授与の可否を決定する。

- 2 学位授与の判定を行うには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第15条 研究科委員会で学位授与を決定したときは、研究科長は学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第16条 学長は、研究科委員会の議決に基づいて学位を認定し修士、又は博士の学位記を授与する。

- 2 学位を授与出来ない者には、その旨通知する。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「武蔵野学院大学」と付記するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与したときは、本大学院は、授与した日から3月以内に論文内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表する。

- 2 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。但し、学位を受ける前に既に公表した論文に関してはこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は研究科委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該博士学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することを認めることができる。但し、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位論文を公表するときは「武蔵野学院大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(博士の学位登録)

第19条 本大学院が修士、博士の学位を授与した時は、学位簿に登録する。

- 2 博士の学位を授与したときは文部科学大臣に報告する。

第20条 修士又は博士の学位論文1部は本学図書館に保管する。

(学位授与の取消)

第21条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を恥辱する行為があったときは、研究科委員会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

3 第1項の研究科委員会の議決は、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要とする。

(再発行の禁止)

第22条 学位記の再発行はしないこととする。

(事務)

第23条 学位記に関する事務は教務部が行なう。

(規程の変更)

第24条 この規程の変更は、研究科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
この規程は、平成23年4月1日より施行する。

別記様式 第5条による学位記

契約 第 号	学位記		
大学 印	氏	名	
	年	月	日 生
本学国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻の所定の課程を修め、論文審査及び最終試験に合格したので修士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。			
	平	成	年 月 日
武蔵野学院大学学長	署名	印	
武蔵野学院大学大学院研究科長	署名	印	

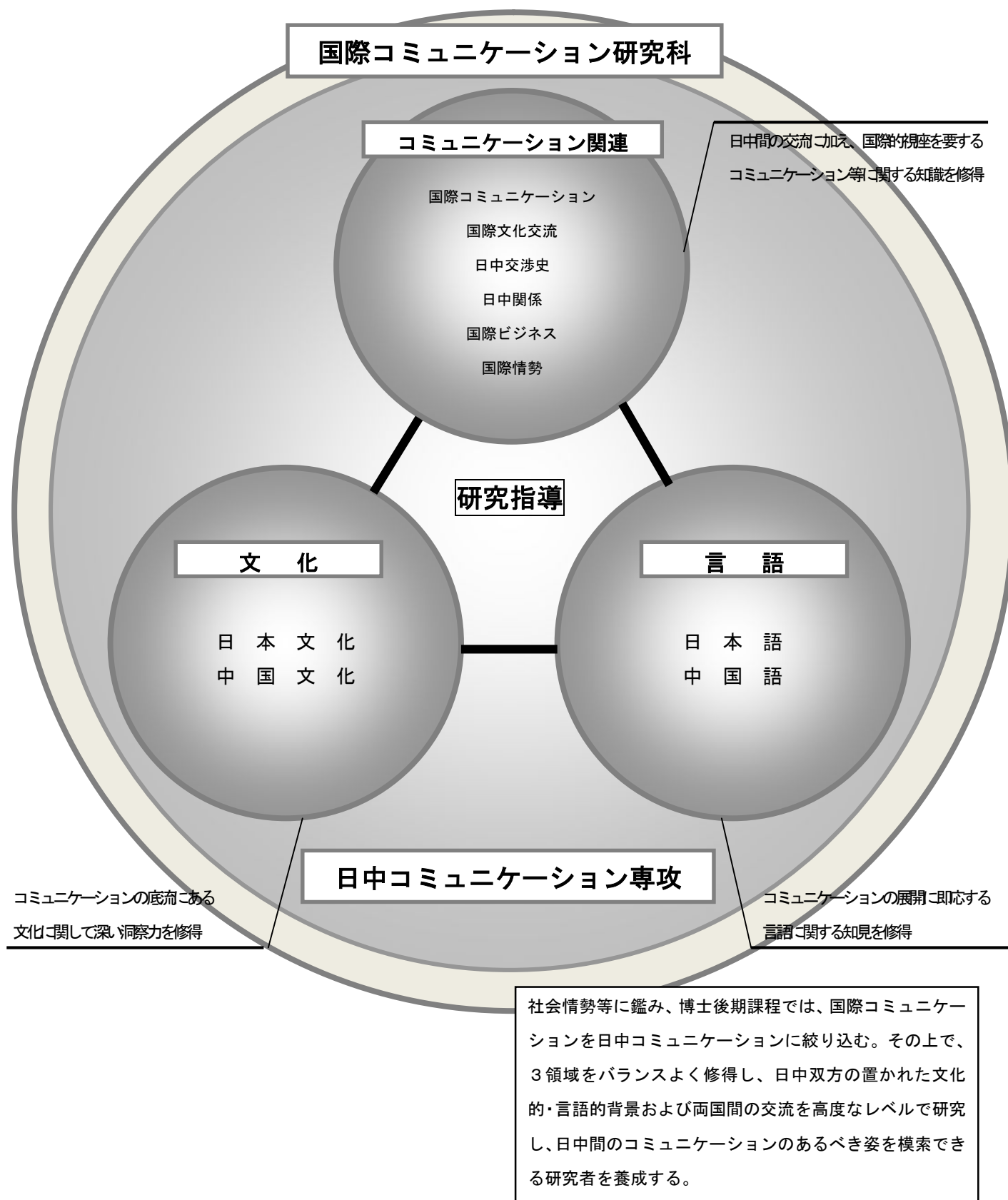
※紙質 和紙、サイズ A4、文字 横書体

別記様式 第5条による学位記

契約 第 号	学位記
大学印	氏 名
	年 月 日 生
本学国際コミュニケーション研究科日中コミュニケーション専攻の所定の課程を修め、論文審査及び最終試験に合格したので博士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。	
平 成 年 月 日	
武蔵野学院大学学長	署名 印
武蔵野学院大学大学院研究科長	署名 印

※紙質 和紙、サイズ A4、文字 横書体

武蔵野学院大学大学院
国際コミュニケーション研究科 日中コミュニケーション専攻
博士後期課程 教育課程概念図



学校法人武蔵野学院 定年規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人武蔵野学院の教職員の定年に関する基本的な事項を定めたものである。この規程に定めた以外の事項は法令の定めるところによる。

(定年年齢)

第2条 教職員の定年年齢は、次のとおりとする。

(1) 教育職員

①大学院教授	満 70 歳
②大学	満 65 歳
③短期大学	満 65 歳
④高等学校	満 60 歳
⑤中学校	満 60 歳
⑦幼稚園	満 60 歳

(2) 事務員 満 60 歳

(3) 環境管理員 満 65 歳

2 満 65 歳に達した大学・短期大学の教育職員で本学の教育研究を遂行する上で校務をはじめ専門に関する業績が顕著であり、かつ心身ともに健全であると教授会が認め、かつ理事長が認めた場合は職名及び条件を理事会で検討し、承認の上、専任の教育職員としてその翌年度以降、1 年毎の満 70 歳までの契約雇用とする。

3 環境管理員については、満 60 歳に達した時点で、給与の見直しを行うものとする。

(定年退職の日)

第3条 教職員の定年退職の日は、定年に達した日の属する年度末日とする。

(定年の延長の特例)

第4条 平成 16 年度に開学する大学の教授については満 65 歳を過ぎても完成年度まで定年延長の特例とする。

2 平成 19 年度に開学する大学院博士前期課程の教授については、満 65 歳を過ぎても完成年度まで定年延長の特例とする。

- 3 平成 23 年度に開学する大学院博士後期課程の教授については、満 70 歳を過ぎても完成年度まで定年延長の特例とする。
- 4 満 70 歳を過ぎた大学院の教授で大学院の教育研究を遂行する上で、専門に関する業績が顕著であり、かつ心身ともに健全であり、他に替え難いと研究科委員会が認め、かつ理事長が認めた場合は、職名及び条件を理事会で検討し、承認の上、専任の教育職員として 1 年毎の契約で雇用することができる。

(定年退職者の再雇用)

- 第 5 条 満 60 歳に達した高等学校・中学校・幼稚園の教員及び事務員で、過去に懲戒処分を含め業務上の問題点がなく、引き続き勤務することを希望し、心身ともに健全で業務に堪えると再雇用専門委員会が認め、かつ理事長が認めた場合は、職名及び条件を理事会で検討し、承認の上、教員は特別教諭として、事務員は特別職員として 1 年毎の契約で高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定められた年齢まで再雇用する。ただし、満 65 歳に達した環境管理員の内、夫婦等で住み込み等を伴う施設管理業務を行う者については、適宜再雇用専門委員会での議論を踏まえ、職名及び条件を理事会で検討し、承認の上、1 年毎の契約で再雇用することがある。
- 2 再雇用専門委員会は法人本部内に設置し、中学高等学校長、中学高等学校事務局長、大学短期大学事務局長、幼稚園及び中学高等学校教務関連担当者、本部関連担当者、職員代表他で構成され、理事会にて任命される。

(適用除外)

- 第 6 条 この規程は、非常勤教職員及び雇用期間の定めのある者には適用しない。

(規程の変更)

- 第 7 条 この規程の変更は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は、平成 18 年 5 月 22 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 21 年 12 月 23 日から施行する。
- 5 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

履修モデル(日本研究)

	博士後期課程1年前期	博士後期課程1年後期	博士後期課程2年前期	博士後期課程2年後期	博士後期課程3年前期	博士後期課程3年後期	修了要件
コミュニケーション関連研究科目				日中関係特殊研究			2単位以上
言語研究科目	日本語特殊研究1	日本語特殊研究2					2単位以上
文化研究科目			日本文化特殊研究1				2単位以上
研究指導	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	—
	2単位	2単位	2単位	2単位	—	—	8単位以上

履修モデル(中国研究)

	博士後期課程1年前期	博士後期課程1年後期	博士後期課程2年前期	博士後期課程2年後期	博士後期課程3年前期	博士後期課程3年後期	修了要件
コミュニケーション関連研究科目				日中関係特殊研究			2単位以上
言語研究科目			中国語特殊研究1				2単位以上
文化研究科目	中国文化特殊研究1	中国文化特殊研究2					2単位以上
研究指導	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	—
	2単位	2単位	2単位	2単位	—	—	8単位以上

履修モデル(日中関係研究)

	博士後期課程1年前期	博士後期課程1年後期	博士後期課程2年前期	博士後期課程2年後期	博士後期課程3年前期	博士後期課程3年後期	修了要件
コミュニケーション関連研究科目			日中交渉史 特殊研究	日中関係特 殊研究			2単位以上
言語研究科目		中国語特殊 研究2					2単位以上
文化研究科目	中国文化特 殊研究1						2単位以上
研究指導	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	(研究指導)	—
	2単位	2単位	2単位	2単位	—	—	8単位以上

研究指導の流れ

1 年次	4 月中旬	希望する研究分野、研究指導教授名を研究科委員会に提出。 研究科委員会は、院生の申請に基づき研究分野及び研究指導に適した研究指導教授 1 名を決定。 研究指導教授は、院生の研究に直接必要とする授業科目や教育研究者として重要な科目の履修指導を実施。
	5 月中旬	院生は、研究指導教授の指導に基づき、研究テーマを決定し、研究科委員会に申請。
	6 月～1 月	研究指導教授は、研究方法、文献検索の方法、文献精読等により研究計画の立案指導。 院生は、研究テーマについて研究計画を立案し研究指導教授に提出し指導を受ける。
	7 月下旬	1 回目の公開研究中間発表会実施。
	1 月中旬	最終的な研究計画を研究指導教授に提出。
	2 月下旬	2 回目の公開研究中間発表会実施。
2 年次	4 月～3 月	本格的な研究資料の収集、整理等、研究活動の遂行。 研究指導教授は、2 年次の 4～3 月に渡って研究の進捗を確認すると共に、文献精読、調査等の指導を行うと共に研究遂行に関する全般的な指導、研究成果のまとめ方を指導。
	7 月下旬	3 回目の公開研究中間発表会実施。
	2 月下旬	4 回目の公開研究中間発表会実施。 公開研究中間発表会は、大学院教授全員の出席を求め、発表内容に係る問題点の指摘、助言を行う。 研究指導教授は、指摘された問題点等の解決方法、研究方法等についての指導を実施。
3 年次	4 月中旬	院生は、研究科委員会に研究指導教授の承認を得て、最終的な博士論文の論題を提出。 研究科委員会は、博士論文の論題提出者の論文提出資格審査を実施し、その結果を当事者に通知する。
	5 月中旬	研究科委員会は、博士論文審査に関わる主査 1 名、副査 2 名を選出し、博士論文審査委員会を設置し、当事者に通知。
	10 月下旬	公開研究発表会を開催し、主査及び副査は出席し、その発表状況を審査資料とする。
	12 月上旬	研究科委員会に博士論文を提出する。 主査、副査による博士論文審査を開始。
	2 月中旬	論文審査委員会は、博士論文の審査と共に、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を実施。その判定結果を研究科委員会に報告する。
	3 月上旬	研究科委員会は、論文審査委員会の報告に基づき、博士課程（後期）修了の可否を判定する。合の判定の博士論文は、学術誌等へ掲載し、公表するよう指導する。

※秋入学者の場合は、4 月を 10 月、5 月を 11 月、6 月を 12 月、7 月を 1 月、8 月を 2 月、9 月を 3 月、10 月を 4 月、11 月を 5 月、12 月を 6 月、1 月を 7 月、2 月を 8 月、3 月を 9 月と読み替えて指導する。

想定される研究テーマ

- 「日本語の漢字と中国語の漢字の比較研究」
- 「日訳中における文化制約について」
- 「日本語表現法における文化的特性について」
- 「日系企業における日中コミュニケーションの文化的衝突について」
- 「日本と渤海国の交流について」
- 「漢字から見る日中交流」
- 「日中国交正常化以来の中国の日本文明の吸収について」
- 「演劇に見る日本の国際交流の一考察」
- 「蜷川幸雄に見る日本の国際文化交流の一考察」
- 「日本文化発信力としてのメディア芸術に関する一考察」
- 「情報のグローバル化と国際コミュニケーション状況の変容」
- 「国家開発とコミュニケーション、情報化戦略の政策的な関連性」
- 「日本と台湾の相互イメージの変化と背景」
- 「国際広報・宣伝とコミュニケーション政策の日中比較」
- 「現代においても冠婚・葬祭や日常生活に関して対外的人間関係の慣行において江戸時代的価値判断を継承している事例の実態的調査・分析に関する研究」
- 「反社会的行為と思われる我々の規範意識の中でその淵源が江戸時代的価値判断から看取される事例の研究」
- 「わが国における婚姻の実態的変遷—法民俗学的側面よりの一考察—」
- 「中世日本語資料としての抄物言語の研究」
- 「今昔物語集と平家物語とにおける漢語の比較研究」
- 「和語動詞連用形の名詞化に関する生成と発展」

埼玉県大学・短期大学図書館協議会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、埼玉県大学・短期大学図書館協議会、略称SALA (Saitama Academic Library Association) といい、事務局を代表幹事館におく。

(会員)

第2条 本会は、県内大学・短期大学図書館（分館・分室を含む）、その他の類縁機関をもって正会員とする。

2 本会の事業に賛同する団体を賛助会員とすることができる。

(加盟および脱退)

第3条 本会に加盟あるいは脱退しようとする正会員、賛助会員は、代表幹事館あてに文書をもって申込みあるいは届け出しなければならない。

(目的および事業)

第4条 本会は、会員間の相互協力を通じて、相互の改善向上を図ることを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 図書館等間の相互協力の推進
- (2) 図書館活動に関する調査・研究
- (3) 研修会等の開催
- (4) 会報等の発行
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(機関)

第5条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第6条 総会は、代表幹事館が招集し、通常年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席した正会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 議決権は、正会員1館につき1票とする。正会員、賛助会員あたりの総会出席者

の人数は制限しない。

(総会の議決時候)

第7条 総会は、次の事項を審議・議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 会則および細則の制定、改廃に関する事項
- (4) 幹事館、監査館の選出
- (5) その他、本会の事業、運営に関する事項

(幹事会)

第8条 総会で選出された幹事館は、幹事会を構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて幹事会を開催し、会の運営にあたる。
- 3 幹事館の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により選出（幹事会の選出）された幹事館の任期は、前幹事館の残任期間とする。

(代表幹事館)

第9条 幹事館は、互選で代表幹事館を選出する。

- 2 代表幹事館は、幹事会を招集し、会議の議長となり会務を統括する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、事業分担金およびその他の収入をもってあてる。

ただし、必要に応じて実費を徴収することができる。

- 2 会費は、別に定める細則により、年度始めに納入しなければならない。
- 3 年度途中に、加盟または脱会した場合、当該年度の会費を全額納入しなければならない。
- 4 会費および事業分担金は、総会において決める。
- 5 本会の収入および支出は、幹事館の中の会計担当館が経理する。
- 6 本会の年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(監査館)

第11条 総会で選出された監査館をおく。

- 2 監査館は、会の会計を監査する。

附 則

資料⑪

- 1 この会則は昭和63年5月19日より施行する。
- 2 この会則の改正は平成10年5月1日よりこれを施行する。

会費細則

- 第1条 会則第10条第2項による会費は、本細則による。
- 第2条 正会員は、年額6,000円とする。
- 第3条 賛助会員は、年額10,000円とする。
- 第4条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この細則は平成10年5月1日よりこれを施行する。

SALA加盟館名簿

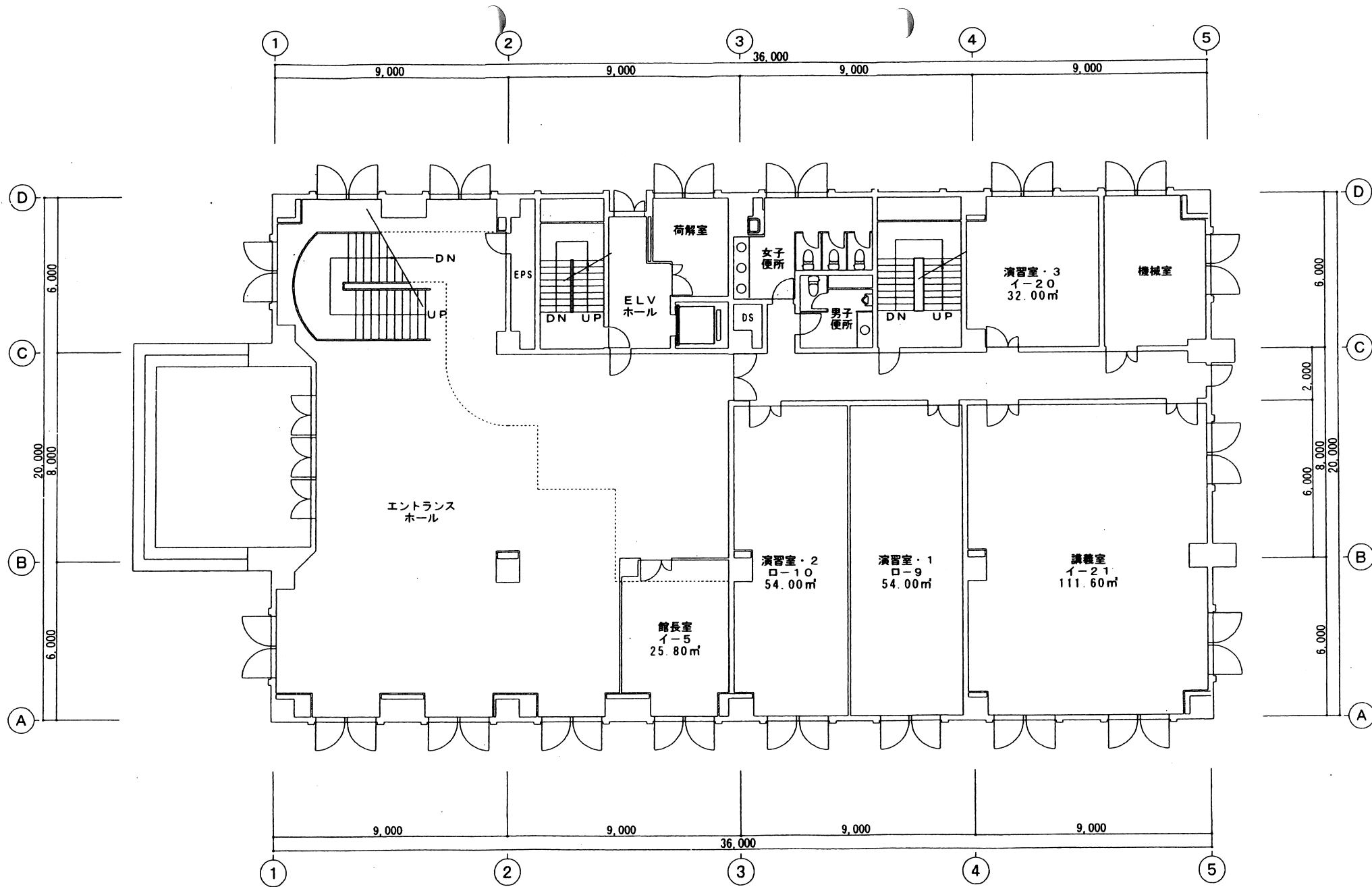
No.	学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	秋草学園短期大学図書館	359-1112	所沢市和泉町1789	04-2925-1111
2	跡見学園女子大学図書館	352-8501	新座市中野1-9-6	048-478-3864
3	浦和大学・浦和短期大学部 図書館・情報センター	336-0974	さいたま市緑区大崎3551	048-678-3795
4	共栄大学・共栄学園短期大学図書館	344-0051	春日市内牧4158	048-755-2956
5	国際学院埼玉短期大学附属図書館	330-8548	さいたま市大宮区市吉敷町2-5	048-641-7468
6	埼玉医科大学附属図書館	350-0495	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38	049-276-1416
7	埼玉学園大学情報メディアセンター	333-0831	川口市木曽呂1510	048-294-2011
8	埼玉県立大学情報センター	343-8540	越谷市三野宮820	048-973-4122
9	埼玉工業大学附属図書館	369-0293	深谷市普濟寺1690	048-585-6816
10	埼玉純真短期大学図書館	348-0045	羽生市下岩瀬430	048-562-0711
11	埼玉女子短期大学図書館	350-1227	日高市女影1616	0429-86-1823
12	埼玉大学図書館	338-8570	さいたま市桜区下大久保255	048-858-3666
13	埼玉短期大学図書館	347-8503	加須市花崎江橋519-5	0480-65-5524
14	芝浦工業大学大宮図書館	337-8570	さいたま市見沼区深作307	048-687-5107
15	十文字学園女子大学図書・情報センター	352-8510	新座市菅沢2-1-28	048-477-0555
16	淑徳大学みずほ台図書館	354-8510	入間郡三芳町藤久保1150-1	049-274-1508
17	城西大学水田記念図書館	350-0295	坂戸市けやき台1-1	049-271-7737
18	尚美学園大学メディアセンター	350-1153	川越市下松原655 (上福岡キャンパス)	049-246-5251
		350-1110	川越市豊田町1-1-1 (川越キャンパス)	049-246-3218
19	女子栄養大学図書館	350-0288	坂戸市千代田3-9-21	049-282-3612
20	駿河台大学メディアセンター	357-8555	飯能市阿須698	0429-72-1171
21	聖学院大学総合図書館	362-8585	上尾市戸崎1-1	048-725-5461
22	西武文理大学図書館	350-1336	狭山市柏原新田下河原311-1	04-2954-7575
23	大正大学附属図書館埼玉分館	343-0102	北葛飾郡松伏町大字築比地	048-991-3111
24	大東文化大学60周年記念図書館	355-8501	東松山市岩殿長坂560	0493-31-1532
25	東京家政大学図書館狭山図書館	350-1398	狭山市稲荷山2-15-1	04-2952-1624
26	東京国際大学金子泰蔵記念図書館	350-1197	川越市の場北1-13-1 (第1キャンパス)	049-232-1111
		350-1198	川越市の場北2509 (第2キャンパス図書館)	049-232-3111
27	東京電機大学総合メディアセンター鳩山サテライトセンター	350-0394	比企郡鳩山町石坂	049-296-2911
28	東京理科大学久喜図書館	346-8512	久喜市下清久500	0480-21-7656
29	東邦音楽大学図書館	350-0015	川越市今泉84	049-235-2157
30	東洋大学附属図書館川越図書館	350-8585	川越市鯉井2100	049-239-1320
31	獨協大学図書館	340-0042	草加市学園町1-1	048-946-1693
32	日本工業大学図書館	345-8501	南埼玉郡宮代町学園台4-1	0480-33-7511
33	人間総合科学大学図書館	339-8538	さいたま市岩槻区馬込1288	048-749-6111
34	文京学院大学ふじみ野図書館	356-8533	ふじみ野市亀久保1196	049-269-2264
35	文教大学越谷図書館	343-8511	越谷市南荻島3337	048-974-8811
36	平成国際大学附属図書館	347-8504	加須市水深大立野2000	0480-66-2231
37	武蔵丘短期大学図書館	355-0154	比企郡吉身町大字南吉見111-1	0493-54-5101
38	武蔵野音楽大学入間キャンパス図書館	358-0035	入間市中神728	042-932-1128
39	武蔵野学院大学図書館	350-1321	狭山市上広瀬860	04-2954-6131
40	明海大学歯学部メディアセンター (図書館)	350-0283	坂戸市けやき台1-1	049-279-2715
41	目白大学岩槻図書館	339-8501	さいたま市岩槻区浮谷320	048-797-2143
42	ものづくり大学図書館情報センター	361-0038	行田市前谷333	048-564-3821
43	山村学園短期大学図書館	350-0396	比企郡鳩山町石坂604	049-296-2000
44	立教大学新座図書館	352-8558	新座市北野1-2-26	048-471-7132
45	立正大学情報メディアセンター熊谷図書館	360-0194	熊谷市万吉1700	048-536-6017
46	早稲田大学所沢図書館	359-1192	所沢市三ヶ島2-579-15	04-2947-6705
47	国立女性教育会館女性教育情報センター	355-0292	比企郡嵐山町菅谷728	0493-62-6711内線2220

武蔵野学院大学図書館

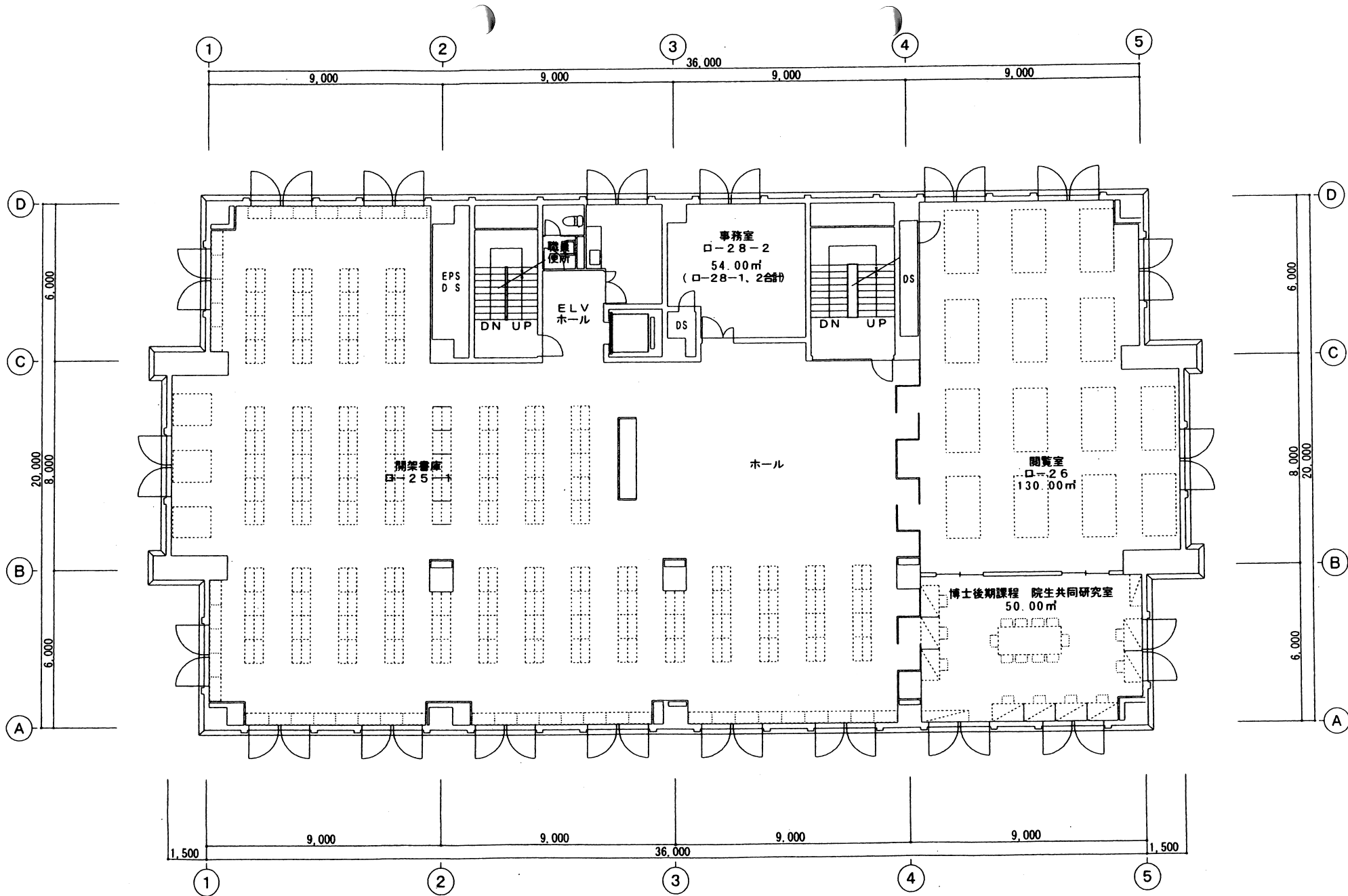
平成 23 年 4 月 1 日

所在地	〒350-1321 狭山市広瀬台 3 丁目 26 番 1 号 TEL 04-2954-6131(代)				
学部・学科	大学：国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科 短期大学：幼児教育学科				
大学院	大学院：国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻				
研究所	日本総合研究所				
特色ある コレクション	高橋一男先生記念文庫（中・仏・英・米文学中心）				
NACSIS	ILL ☒ 参加 ☐ 不参加	CAT ☒ 参加 ☐ 不参加	期間番号 FA022958		
複 写	担当係	係名 受付係 TEL04-2954-6131			
	申込方法	☒ 郵便 ☒ ファックス (04-2954-6134) ☒ 電話 ☐ NACSIS-ILL			
	受付様式	☒ 私立大学図書館協会様式 ☒ 国立大学間様式 ☐ 往復ハガキ ☒ その他			
	料 金	☒ 電子複写 基本料金 円 一枚 30 円 ☐ その他			
	決済方法	☒ 公費 (☐ 前納 ☒ 後納) ☒ 私費 (☐ 前納 ☒ 後納)			
	支払方法	☐ 郵便振替 ☐ 銀行振込 ☒ 現金書留 ☒ 郵便為替 ☒ 切手 (円以内)			
	備 考 (利用制限等)				
所 蔵 調 査	担当係	係名 受付係 TEL04-2954-6131			
	依頼方法	☐ 文書 ☒ ファックス ☒ 電話			
	備 考	所蔵図書はインターネット公開			
図 書 館 間 貸 出	☒ ☐	担当係	係名 受付係 TEL 04-2954-6131		
		依頼方法	☒ 文書 ☒ ファックス ☒ 電話 ☐ NACSIS-ILL		
		期 間	30 日間	冊 数	5 冊
		備 考			

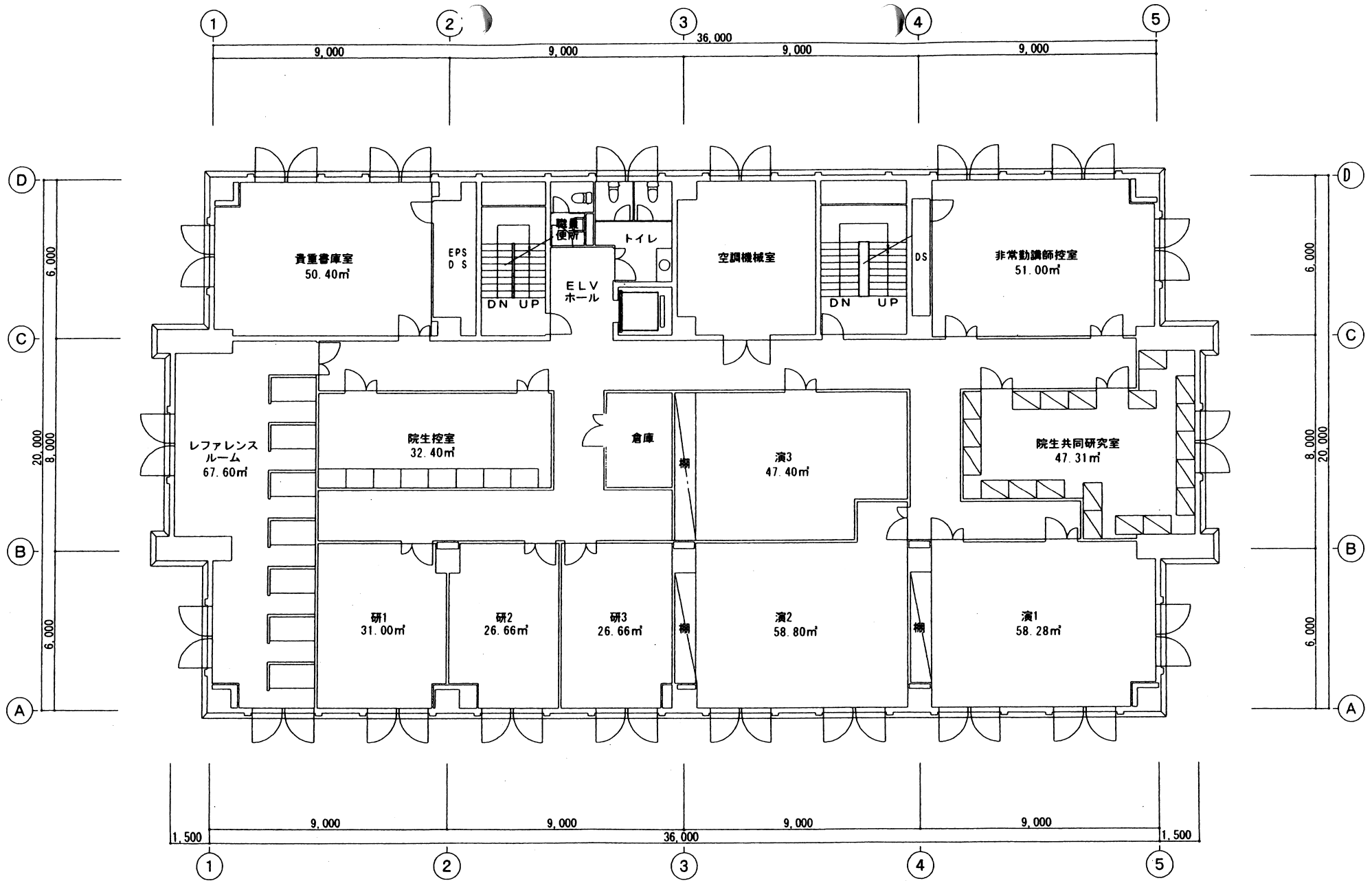
閱 覧	担 当 係	係名 受付係 TEL04-2954-6131
	事 前 連 絡	必要
	持 参 書 類	紹介状・共通閲覧証（身分証明する物を携行のこと）
	受 付 時 間	9:00～17:00（土曜日～13:00）
	複写受付時間	9:00～17:00（土曜日～13:00）
	館 外 貸 出	不可
	備 考 （利用制限等）	一般公開については検討中。
開 館 時 間	通 常	9:00～19:15（土曜日～13:50）
	春 期 休 業 中	9:00～15:45（土曜日～13:50）
	夏 期 休 業 中	9:00～15:45（土曜日～13:50）
	冬 期 休 業 中	9:00～15:45（土曜日～13:50）
休 館 日	春 期 休 業 中	その都度定める
	夏 期 休 業 中	8月中旬（1週間程度）
	冬 期 休 業 中	年末・年始
	その他の休館日	・日曜、祝祭日 ・大学行事、蔵書点検その他業務関係で臨時休館することがある



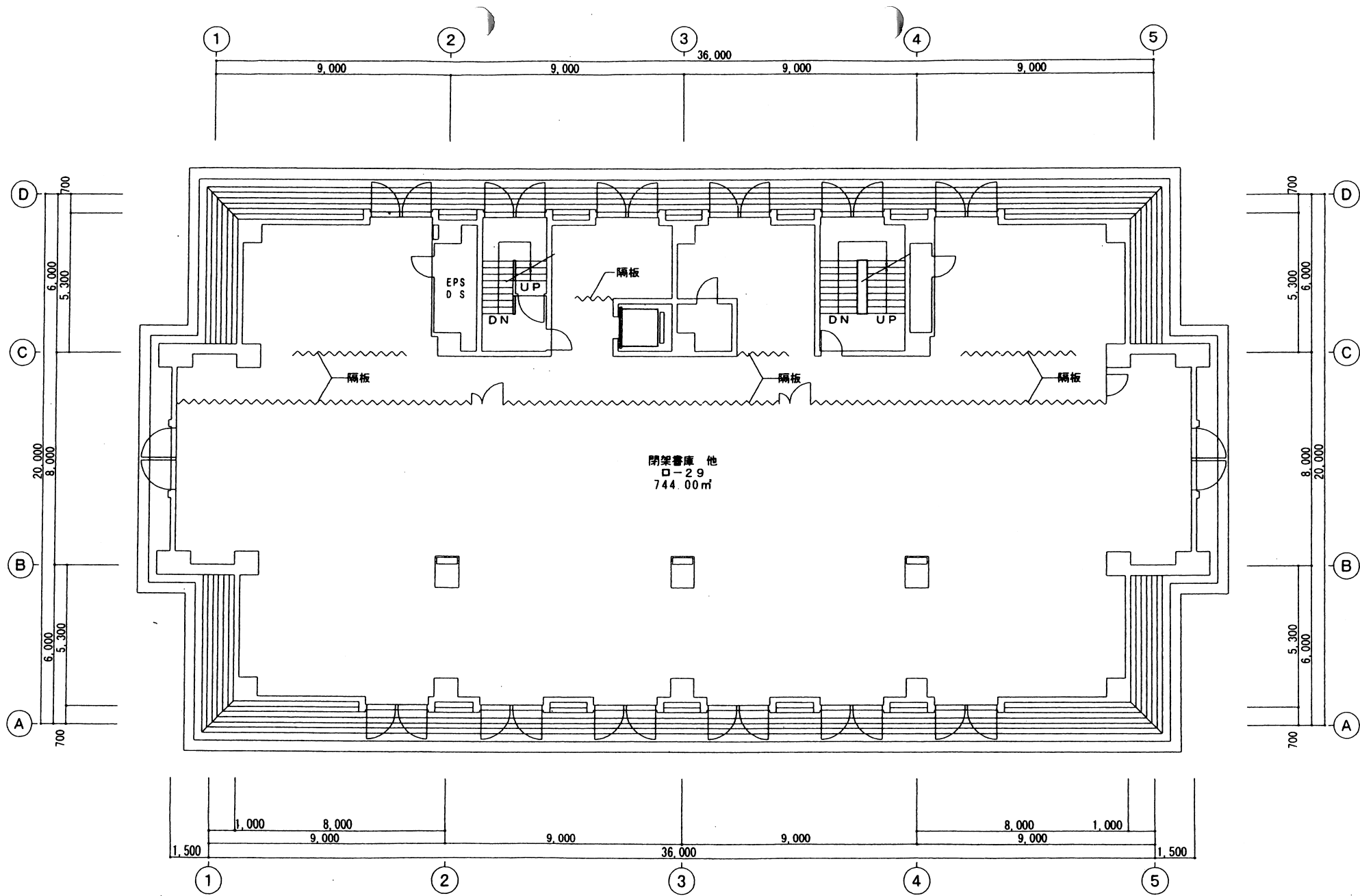
		作成年月日	工事名称 大学院棟・図書館	図面名 1階平面図	図尺 1/200
		設計者 名	設計者 名		1/3



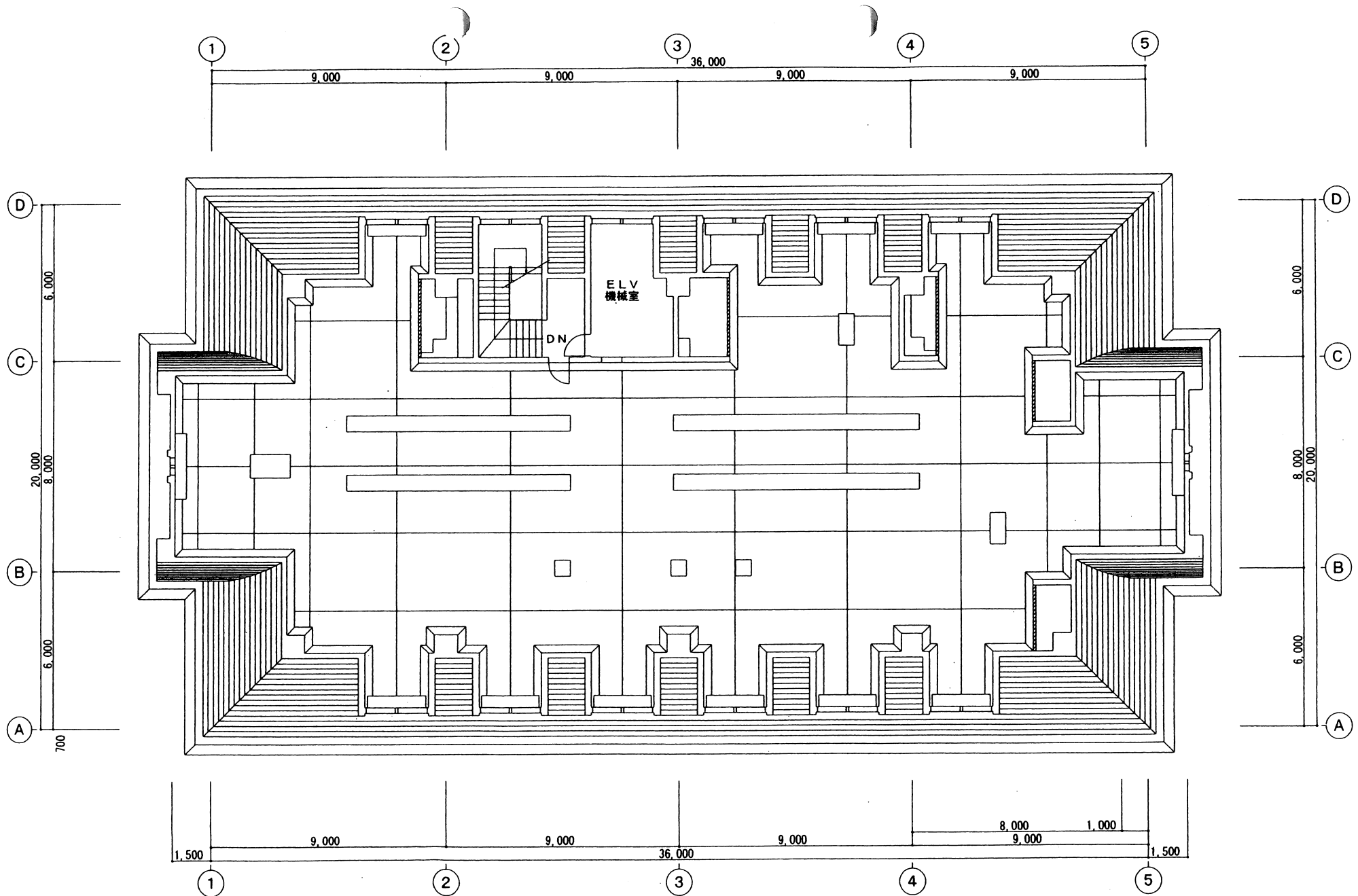
作成者	工事名称	図面名	縮尺
設計者	大学院棟・図書館	3階平面図	1/200
監理者	設計者		1/5



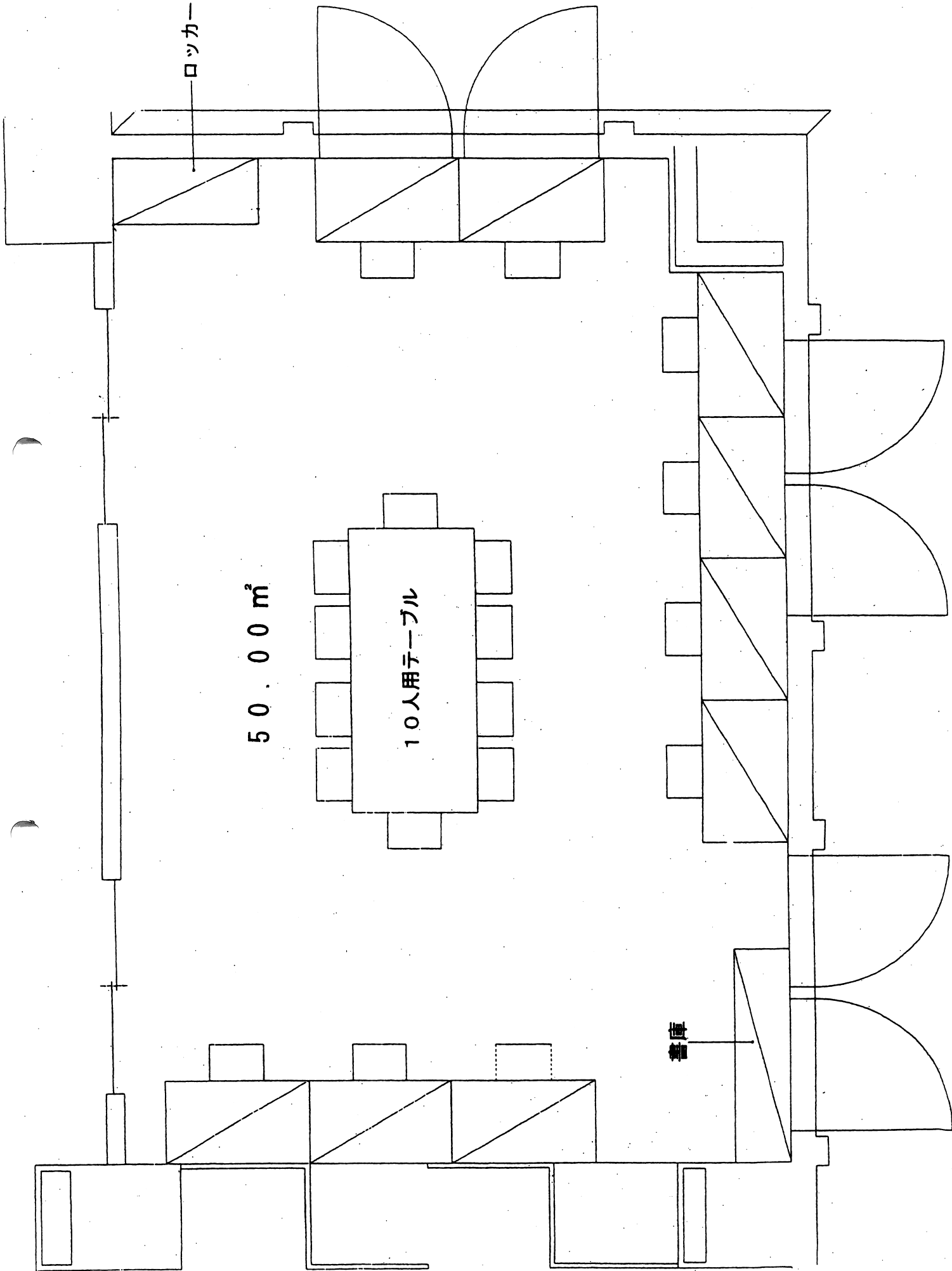
		作成年月日	工事名称 大学院棟・図書館	図面名 4 階平面図	縮尺 1/200
		製図者氏名	設計者氏名 建築士	1	16



		作成年月日	工事名称 大学院棟・図書館	図面名 5階平面図	縮尺 1/200
		設計年月日	設計者 モデル名	校印	17



大学院生共同研究室図面



基礎となる学科・既設の博士前期課程との関連図

大学国際コミュニケーション学部

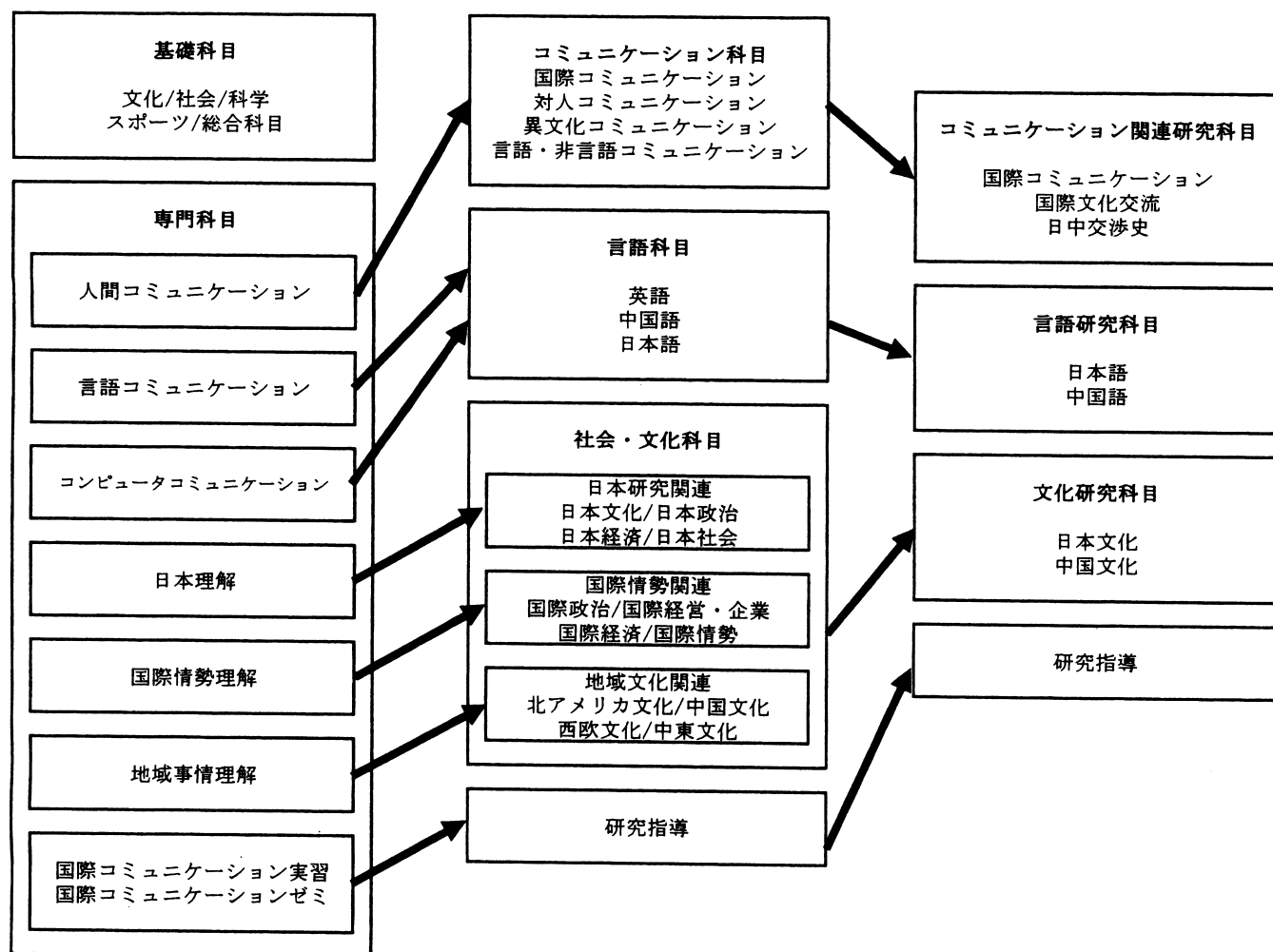
大学院国際コミュニケーション研究科

大学院国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション専攻
(博士前期課程)

日中コミュニケーション専攻
(博士後期課程)



武蔵野学院大学大学院 研究科委員会運営規程（案）

（設 置）

第1条 武蔵野学院大学大学院学則（以下「学則」という）第8条の規程により、この運営規程を定める。

（構成員）

第2条 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授で構成する。必要があれば、准教授以下を加えることができる。但し、准教授以下は、第6条に関する評決に加わることはできない。

2 研究科委員会に学長は出席することができる。

（招 集）

第3条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 学長が研究科委員会に出席した時は、学長が議長となる。

（開 催）

第4条 研究科長は、研究科に係わる事項を審議する為、研究科委員会を招集する。

（審議事項の提示）

第5条 研究科委員会の招集に当たっては、審議すべき事項をあらかじめ提示しなければならない。

（審議事項）

第6条 研究科委員会は、本学の教育方針に立脚し、下記事項を検討、審議の上で決定する。

- （1）大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- （2）研究科の授業科目及び授業担当教員に関する事項
- （3）教員の審査に関する事項
- （4）院生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍に関する事項
- （5）院生の学業成績に関する事項
- （6）修士・博士の学位に関する事項
- （7）院生の賞罰に関する事項
- （8）その他、必要な事項

(研究科委員会の成立)

第7条 研究科委員会はその構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 学位授与に関する事項、学位取消事項に関する研究科委員会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議 決)

第8条 議決を要する審議事項につき、賛否同数の場合は、議長が裁決する。

- 2 学位授与に関する事項、学位取消事項に関する審議事項の議決については、「学位授与に関する規程」で定める。

(記 録)

第9条 研究科委員会の議事はこれを記録し、構成員は欠席の者も含めてこれに捺印して保存する。

(構成員以外の出席)

第10条 研究科委員会には議長の要請により、構成員以外の教職員が出席し、説明もしくは意見を述べることができる。

(事務処理)

第11条 研究科委員会の庶務は、教務部が処理する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、研究科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は平成19年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成23年4月1日より施行する。

武蔵野学院大学大学院 自己点検および評価規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、大学院設置基準第1条の規程及び、武蔵野学院大学大学院学則（以下「学則」）という）第2条の規程に基づき、武蔵野学院大学大学院における自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の実施方法)

- 第2条 自己点検・評価は、教職員自らが、教育研究活動等その所掌業務について、点検を行い、現状を正確に把握・認識し、これを踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等に関し自己評価を行うものとする。
- 2 自己評価は、原則として、毎年度一回行うものとし、年度の始めまでに年間の目標を設定するとともに、年度末にその到達度等について点検・評価するものとする。
- 3 前項の規定は、教職員が、年度を区分して一定期間ごとに自己評価を行うことを妨げるものではない。
- 4 自己点検・評価については、自己点検・評価表（様式1）にて行うものとする。

(自己点検・評価項目)

- 第3条 自己点検・評価の項目は、別に定める。

(実施体制)

- 第4条 自己点検・評価の適切な実施を確保するため、次に掲げる者、及び学長の指名した者をもって自己点検・評価委員会大学院部会（以下評価委員会）を組織する。
- 学長、研究科長、学部長、教務部長、学生部長、就職部長、国際センター長、図書館長、事務局長
- 2 評価委員会は、必要に応じ、学長が召集し、その会議の議長となる。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員を評価委員会の会議に出席させることができるものとする。
- 4 評価委員会の任期は1年とする。但し再任を妨げないものとする。

(自己点検・評価の結果の活用)

第5条 教職員は、自己点検・評価の結果について、適宜、適切な方法をもって教育研究活動等の向上のため活用するよう努めるものとする。

(第三者評価)

第6条 文部科学省の認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を行い、その結果を大学院運営および教育研究活動等の向上のために活用するよう努めるものとする。

(公表)

第7条 自己点検・評価の結果については、教育研究活動等の向上及び活性化の条件整備等に資するため、並びに社会に開かれた大学づくりの一環とするため、7年に一度冊子としてまとめて公表するものとする。

(実施細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価の実施および第三者評価の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(事務処理)

第9条 自己点検・評価に関する事務は教務部が行う。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、研究科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から実施する。

様式 1

平成 年度 自己点検・評価表（教員用）

学 科 等	国際コミュニケーション研究科・国際コミュニケーション専攻		
授業科目名		氏 名	印

目標（自己点検・評価項目）		評 価
1	学生が授業を良く聴いている。	A. B. C. D. E
2	事前に十分準備し、熱意を持って授業を行っている。	A. B. C. D. E
3	声の大きさ、話し方に留意している。	A. B. C. D. E
4	板書の仕方、文字の大きさに留意している。	A. B. C. D. E
5	学生の興味や関心に配慮し、それを触発するようにしている。	A. B. C. D. E
6	授業内容は学生にとって分かり易く、充実していた。	A. B. C. D. E
7	授業の開始・終了時刻を守っている。	A. B. C. D. E
8	出欠確認を正確に行っている。	A. B. C. D. E
9	授業中の私語への対応を適切に行っている。	A. B. C. D. E
10	シラバスの記載様式は現状でよいか。	A. B. C. D. E
11	授業概要の目標はおおよそ達成できた。	A. B. C. D. E
12	授業を通じて学生が理解できた。	A. B. C. D. E
13	本年度の研究業績について。〔（ ）に数を記入し、主要なものの名称をお書き下さい。〕 ①著書 () ②学術論文 () ③学会・研究会等・口頭発表 () ④講演 () ⑤その他発表・報告書 () ①～⑤まで主要なもの一編〔提出の1枚のみに記入すれば他は記入しなくて可〕	

[illegible]

平成 年 月 日記載

注：目標（自己点検・評価項目）及び備考の項目数等は、適宜増減するものとする。

自己点検・評価項目、自己点検・評価スケジュール

〔自己点検・評価項目〕

- ①建学の精神、大学の教育理念・目的・目標、武蔵野学院大学大学院の特色に関する基本事項
- ②研究科、学部、研究所などの教育研究組織に関する基本事項
- ③カリキュラム、教育内容、教育方法など教育課程に関する主要事項
- ④学生の受入れ、学生生活、キャリア支援、要望処理、国際交流その他学生に関する主要事項
- ⑤教員の研究状況、FDの実施、採用・昇進、教育研究支援体制など教員に関する主要事項
- ⑥職員の勤務状況、組織編制、採用・昇進・移動、SDの実施など職員に関する主要事項
- ⑦法人の管理体制、教学・管理の連携、危機管理体制、自己点検評価など管理運営に関する主要事項
- ⑧財務状況、財務状況の公開など財務に関する主要事項
- ⑨図書を整備・利用、体育館・講堂・校外施設の利用、情報処理学習施設、語学学習施設など教育環境に関する主要事項
- ⑩地元自治体、企業との連携、地元市民の生涯学習など社会連携に関する主要事項
- ⑪大学の広報活動など社会的責務に関する主要事項

〔自己点検・評価スケジュール〕

- ・ 1月～3月 自己点検・評価委員会大学院部会が点検・評価項目設定
- ・ 4月～8月 各部局・教員が自己点検資料・データ作成・提出
前期末最終授業で学生による授業評価実施
- ・ 9月～10月 評価委員会大学院部会が提出資料に基づく評価を実施
- ・ 12月～3月 評価委員会が評価結果を検討、報告書作成、研究科委員会に提出
後期末最終授業で学生による授業評価実施
- ・ 4月 研究科委員会が報告書内容検討、議決を経て理事長・学長に提出

※報告書は7年に1度冊子としてまとめ、第三者認証・評価を受けて公表する。

公開講座の実施実績一覧

回	開催年	期	講座数	受講者総数	1 回あたりの受講者数	
第 1 回	平成 12(2000)年	通年	8	269	33.6	
第 2 回	平成 13(2001)年	前期	4	176	44.0	54.1
		後期	7	464	66.3	
第 3 回	平成 14(2002)年	前期	4	168	42.0	57.2
		後期	7	507	72.4	
第 4 回	平成 15(2003)年	前期	4	178	44.5	61.8
		後期	7	554	79.1	
第 5 回	平成 16(2004)年	前期	4	177	44.3	61.5
		後期	6	472	78.7	
第 6 回	平成 17(2005)年	前期	4	165	41.3	39.2
		後期	6	223	37.2	
第 7 回	平成 18(2006)年	通年	7	501	71.6	
第 8 回	平成 19(2007)年	通年	15	268	17.8	
第 9 回	平成 20(2008)年	通年	6	149	24.8	
第 10 回	平成 21(2009)年	通年	6	154	25.7	

平成17〔2005〕年度 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学公開講座一覧

(前期)

	実施日	講座名	講師名
第1回	6月11日(土)	コンピュータの楽しみ	室本 弘道 (武蔵野学院大学教授)
第2回	6月18日(土)	インターネットでお買い物	都倉 武之 (国際センター講師)
第3回	7月2日(土)	パソコンでメール	遠山 久也 (武蔵野学院大学講師)
第4回	7月9日(土)	メールで暑中見舞い	鈴木 陽子 (武蔵野学院大学講師)

(後期)

	実施日	講座名	講師名
第1回	9月17日(土)	「経済学」の窓から	高橋 暢雄 (武蔵野学院大学・武蔵野短期大学学長)
第2回	10月1日(土)	「ビジネス」の窓から	山崎 和邦 (武蔵野学院大学教授)
第3回	10月8日(土)	「国際交流」の窓から	大内 章年 (武蔵野学院大学講師)
第4回	10月15日(土)	「国際化社会」の窓から	都倉 武之 (国際センター講師)
第5回	10月22日(土)	「国際情勢」の窓から	室本 弘道 (武蔵野学院大学教授)
第6回	10月23日(日)	「学術研究」の窓から	小川原 正道 (武蔵野短期大学助教授)

平成 18 [2006] 年度 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学公開講座一覧

(第一次)

	実 施 日	講 座 名	講 師 名
第 1 回	7 月 8 日 (土)	明るい未来を迎えるために考えてみよう 日本の防衛…日本の安全保障と 自衛隊の役割	外 菌 健一郎 (航空自衛隊中部航空方面隊司令官 空 将)

(第二次)

	実 施 日	講 座 名	講 師 名
第 1 回	9 月 30 日 (土)	日本人の生活と茶	植竹 隆 (清風園代表取締役)、林 猛 (武蔵野学院大学教授)、佐々木 隆 (武蔵野学院大学教授)
第 2 回	10 月 7 日 (土)	今、なぜ狭山茶か	岡野 平八 (岡野園代表取締役・お茶 料理研究科)
第 3 回	10 月 14 日 (土)	井伊直弼の茶道 狭山茶をどうぞ ー美味しいお茶の入れ方ー	大久保 治男 (武蔵野学院大学副学長) 斉藤 益弘 (日本茶インストラクタ ー・斉藤園取締役)
第 4 回	10 月 21 日 (土)	茶業研究の現場から！	嶋崎 豊 (埼玉県農林総合研究センター 茶業特産研究所次長)
第 5 回	10 月 22 日 (土)	これからの狭山茶	横田 泰宏 (手もみ茶保存会副会長・ 日本茶インストラクター・横田園取締役)

平成 19 [2007] 年度 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学公開講座一覧

	実 施 日	講 座 名	講 師 名
第 1 回	5 月 12 日 (土)	維新動乱期の熱き若者たち	小川原 正道 (武蔵野学院大学大学 院・武蔵野学院大学准教授)
第 2 回	5 月 19 日 (土)	中国語の初歩を学ぶ	楊 華 (武蔵野学院大学国際センター講 師)
第 3 回	5 月 26 日 (土)	体験を語る：箱根駅伝を走る	神屋 伸行 (武蔵野学院大学陸上競技 部監督)
第 4 回	6 月 2 日 (土)	心理学ルック・アラウンド	芳賀 明子 (武蔵野短期大学教授)
第 5 回	6 月 9 日 (土)	心が通い合う社会福祉学入門	大塚 良一 (武蔵野短期大学准教授)
第 6 回	6 月 16 日 (土)	身近な環境保護研究	川西 幸子 (武蔵野学院大学教授)
第 7 回	6 月 23 日 (土)	ビジネスマン・企業家として成功す るタイプ・失敗するタイプー四半世 紀近いビジネスマンの経験を通して ー	山崎 和邦 (武蔵野学院大学教授)

資料⑰

第8回	6月30日(土)	外国文学への招待・・・文学と演劇を楽しむ	佐々木 隆 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第9回	7月7日(土)	国際社会を生きる：中東・欧州文化事情入門	前川 清 (武蔵野学院大学教授)
第10回	7月14日(土)	七夕の起源は？日々が楽しい民俗学ア・ラ・カルト	林 猛 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第11回	9月22日(土)	鎌倉街道に行く・・・狭山歴史探訪	遠山 久也 (武蔵野学院大学講師)
第12回	9月29日(土)	ちょっと体を動かしてみませんか！健康づくりのために	伴 好彦 (武蔵野短期大学准教授)
第13回	10月6日(土)	体験的温泉学入門・1000の源泉を訪ねて	室本 弘道 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第14回	10月13日(土)	ぐい呑と世界やきもの	室本 弘道 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第15回	10月20日(土)	プロの技に学ぶ・コミュニケーションのこつ	伊藤 伸二 (武蔵野学院大学客員教授)

平成20〔2008〕年度 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学公開講座一覧

	実施日	講座名	講師名
第1回	9月20日(土)	民俗学の彼方に ー祭りの文化についてー	林 猛 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第2回	9月27日(土)	かけがえのない地球 ー地震学研究の世界的権威が語るー	島村 英紀 (武蔵野学院大学特任教授)
第3回	10月4日(土)	英文学ア・ラ・カルト ーシェイクスピアから J. K. ロウリングまでー	佐々木 隆 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第4回	10月11日(土)	狭山市歴史散歩 ー市内めぐりと講演ー	遠山 久也 (武蔵野学院大学講師)
第5回	10月18日(土)	携帯電話からケータイ ー携帯電話の進化とコミュニケーションの変化ー	木暮 祐一 (武蔵野学院大学客員教授)
第6回	10月19日(日)	日本の伝統文化を考える ー“ことわざ”に見る生活の知恵ー	大久保 治男 (武蔵野学院大学副学長)

平成 21 [2009] 年度 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学公開講座一覧

	実 施 日	講 座 名	講 師 名
第 1 回	9 月 19 日 (土)	狭山市歴史散歩	遠山 久也 (武蔵野学院大学講師)
第 2 回	9 月 26 日 (土)	食「蕎麦」の民俗文化	林 猛 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第 3 回	10 月 3 日 (土)	心も体も生き生き仲間づくり	輪嶋 直幸 (武蔵野学院大学教授)
第 4 回	10 月 10 日 (土)	趣味と学びの人生	室本 弘道 (武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)
第 5 回	10 月 17 日 (土)	埼玉の地震と地球との関わり	島村 英紀 (武蔵野学院大学特任教授)
第 6 回	10 月 18 日 (土)	井伊直弼と篤姫の時代に学ぶ	大久保 治男 (武蔵野学院大学副学長)

ファカルティー・デベロップメント (FD) プログラム

大学院教員研修会	
対象：大学院教員	時期：年 2 回、4 月と 10 月に 1 日間実施
目的：大学院教員として、大学の中核の位置を占め、他の教授を指導する立場であることの自覚を促し、また若手教員や外部講師によって、情報通信機器を利用した新しい教育方法の研修を行う。	
プログラム案	担当者
○武蔵野学院大学大学院の理念と目標、ベテラン教員の心得	講師：学長、研究科長
○大学院教育の現状と期待	講師：研究科長
○大学院生指導の心得、教訓	講師：教務部長
○教育技法講座 ・新しい教育方法について ・情報通信機器利用講座、実技 ・留学生指導方法 ・授業方法総論、シラバス、授業計画作成方法、講義方法、演習指導方法 ・ディスカッション、ディベート方法、学業評価方法 ・教育機器利用方法 ・論文指導方法	講師：研究科長 講師：機器担当教員 講師：国際センター長 講師：教授 講師：教授 講師：機器担当教員 講師：研究科長
○大学院生指導講座（生活指導、進路指導）	講師：学生部長、就職部長
○教育技法に関する意見交換・ディスカッション	参加者

学生による授業評価項目

学生による授業評価は、以下の各項目について、「A＝そう思う」「B＝どちらかといえばそう思う」「C＝普通」「D＝どちらかといえばそう思わない」「E＝そう思わない」の5段階で実施する。無記名で回答し、集計・分析は教務部が担当する。

Ⅰ. 学生自身の取り組み

- | | | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|---|
| ①授業によく出席したか。 | A | B | C | D | E |
| ②シラバスを活用したか。 | A | B | C | D | E |
| ③授業を真剣に受けたか。 | A | B | C | D | E |
| ④授業の内容をよく理解できたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑤授業の内容に興味を覚えたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑥この授業のノートをしっかりとったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑦この授業を履修して良かったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑧授業の予習・復習はしっかり行ったか。 | A | B | C | D | E |

Ⅱ. 教員の取り組み

- | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| ①教員の声の大きさは適切だったか。 | A | B | C | D | E |
| ②教員の授業の進行速度は適切だったか。 | A | B | C | D | E |
| ③教員の熱意が伝わってきたか。 | A | B | C | D | E |
| ④教員は理解を助けるために OHP、ビデオなどの視聴覚教材を活用していたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑤教員は授業をわかりやすく伝えるよう努力をしていたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑥シラバスに沿って授業が行われたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑦教科書やテキストは適切だったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑧授業は学生の理解力に配慮されていたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑨講義の場合、一方的でなく、適宜に質問を行っていたか。 | A | B | C | D | E |
| ⑩演習の場合、教員の指導は適度・適切であったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑪研究指導の場合、教員の指導は適度・適切であったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑫授業における課題の設定は適切であったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑬クラスの規模（人数・教室）は適切であったか。 | A | B | C | D | E |
| ⑭教員は学生の質問に対して丁寧に回答したか。 | A | B | C | D | E |
| ⑮決められた時間通り授業が行われたか。 | A | B | C | D | E |

自由記入欄

日本武蔵野学院と中華人民共和国大連外国語学院との

国際交流に関する協定書

武蔵野学院と大連外国語学院は、互恵平等と相互理解の精神に基づき、学術と教育における国際協力関係を発展させるために、学生及び教職員の交流を促進し、両大学の相互利益と発展に貢献できるよう協定を締結する。

- 1、両学院は相互の学術的、教育的必要性に基づき、次にあげる事業を推進する。
 - (1) 学生の交流
 - (2) 教職員の交流
 - (3) 学術資料、刊行物及び情報の交換
 - (4) 共同研究
 - (5) その他の学術交流
- 2、本協定に基づく各種事業の実施については、その都度、両学院で十分な協議、取り決めを経て遂行するものとする。
- 3、本協定を実施するに当たっては、両学院の自主性を損なわないものとし、また、両学院とも他方からいかなる強制をも受けないものとする。
- 4、本協定は、相互の合意により、六ヶ月前に改正又は廃止することができる。ただし、この場合、執行された項目に影響が及ばないように、また他方の不利益とならないよう、双方が十分協議した後に限るものとする。
- 5、本協定は、両学院の代表者が署名した日から効力を発し、五年間有効とする。ただし、いずれか一方の大学から六ヶ月前に廃止の申し出がない限り、以後、同期間ずつ更新するものとする。
- 6、本協定は、日本語及び中国語で各二通作成し、同文書は等しく正文とする。

武蔵野学院 理事長

署名： 高橋 暢雄

2002 年 11 月 4 日

大連外国語学院 院長

署名： 徐玉華

2002 年 11 月 4 日

中华人民共和国大连外国语学院与日本武藏野学院

关于国际交流的协议书

大连外国语学院与武藏野学院本着平等互惠和相互理解的精神,为发展学术和教育的国际合作关系,促进学生和教职员的交流,共谋两校相互利益和发展,特签署如下协议。

1. 根据两学院学术和教育发展的需要,共同推进以下各项事业。
 - (1) 学生交流
 - (2) 教职员交流
 - (3) 学术资料发行物及信息交流
 - (4) 共同研究
 - (5) 其他有关方面的学术交流
2. 关于本协定中规定的各种交流项目的实施,届时将由两学院充分协商并签署协议后付诸实施。
3. 在实施本协议的过程中,以不损害两学院自主权为原则,并且两学院均不接受来自外部的各种强制。
4. 本协议经双方协商后可在六个月以前修改或废止。但是要本着已实施的项目不受影响,对方利益不受损害的原则。
5. 本协议在两学院代表者签字后生效,有效期为 5 年。但是,如果协议期满六个月之前无一方提出废止,以后将自动等期延长。
6. 本协议用日文和中文写成,各两份,两种文本均为正文。

大连外国语学院 院长

署名: 孫玉華

2002 年 11 月 4 日

武藏野学院 理事长

署名: 高橋 暢雄

2002 年 11 月 4 日

武蔵野学院大学と浙江工商大学
との間における学術交流に関する協定書

武蔵野学院大学（日本国）と浙江工商大学（中華人民共和国）は、相互に理解と友好を深め、両機関の間における学術交流と研究協力を促進するため、以下のとおり協定を締結する。

第1条 両機関は、平等と互惠を基本とし、双方が関心を持つ学術分野において、以下の項目について交流、協力を促進するものとする。

- (1) 研究者の交流
- (2) 共同研究の実施
- (3) 講義・講演及びシンポジウムの実施
- (4) 学術情報及び資料の交換
- (5) 両機関で合意されたその他の事項

第2条 前条に基づく交流の実施細目については、本協定書に基づき両機関で協議し、決定するものとする。

第3条 此協議に基づき、交流に関する事務を推進する連絡所を、浙江工商大学は日本語文化学院に、武蔵野学院大学は国際センターに置く。

第4条 本協定は、両機関の代表者が協定書に署名した日から効力を有し、5年間有効とする。また、有効期間は、両機関の合意で延長することができる。

第5条 この協定の有効期間においても、いずれか一方の機関が相手方機関に対し、書面により協定の解除を通知した場合は、6ヶ月後に解除することができる。

第6条 この協定は、日本語及び中国語で二部ずつ作成され、両文書は等しく正文とする。

武蔵野学院大学

高橋 暢雄

学長： 高橋 暢雄

2007年 3月 6日

浙江工商大学

胡 祖光

校長： 胡 祖光

2007年 3月 6日

浙江工商大学与武藏野学院大学关于两校学术交流的协议书

浙江工商大学（中华人民共和国）与武藏野学院大学（日本国）为加强两校的友好合作，促进两校间的学术交流并就今后开展共同研究一事，特签署以下协议。

第1条 两校根据平等互惠的原则，在双方共同关心的学术研究领域开展合作与交流。具体实施项目如下：

- (1) 科研人员的交流
- (2) 开展合作研究
- (3) 互相举办讲座、演讲会以及研讨会
- (4) 交换学术信息以及各种资料
- (5) 两校批准的其他事项

第2条 前条所规定的交流项目实施细则，两校根据此协议书另行研究决定。

第3条 推进基于此协议进行交流事宜的联络处，浙江工商大学设于日本语言文化学院，武藏野学院大学设于国际交流中心。

第4条 此协议书在双方校长正式签字之日起生效，有效期限为5年。经过双方同意，有效期限可以延长。

第5条 在协议书有效期内，如有一方要求解除本协议，在书面通知对方6个月后，本协议自行解除。

第6条 本协议书有中日文两种文本，两种文本具有同等效力。

浙江工商大学



校长：胡祖光

2007年 3月 6日

武藏野学院大学



学長：高橋暢雄

2007年 3月 6日

武蔵野学院大学・杭州師範学院国際交流協定書

日本国・武蔵野学院大学と中華人民共和国・杭州師範学院（じ後両大学と呼ぶ）は、両大学の国際交流プログラムの実施により、相互協力の下、教育業績を向上し文化交流を推進すると共に両大学の相互利益と発展に貢献できるよう協定を締結する。

1. 交流の分野については特に限定せず、両大学の学術向上、友好親善に資するための次に挙げる必要かつ実施可能な諸計画とする。
 - (1) 学生の交流
 - (2) 教職員の交流
 - (3) 共同研究
 - (4) 学術資料、刊行物並びに情報の交換
 - (5) その他の学術交流
2. 上記プログラムの実施はそれぞれの状況に応じて十分な協議・取り決めをへて個別の文書による合意により効力を生じるものとする。
3. この協定を実施するに当たっては、両大学の自主性を損なわないものとし、また両大学とも他方からいかなる強制をも受けないものとする。
4. この協定は相互の同意により、六ヶ月前に改正又は廃止することができるものとする。ただし、この場合、執行された項目に影響が及ばないように、また他方の不利益とならないよう、双方が十分協議した後に限るものとする。
5. この協定は両大学の代表者が署名された日から効力を発し五年間効力を有するものとする。ただし、各協定の有効期間満了日の六ヶ月前にいずれかの一方の大学から廃止の申し出がない限り、以後同期間ずつ更新するものとする。
6. この協定は日本語及び中国語による二通作成し、同文書は等しい正文とする。

武蔵野学院大学

杭州師範学院

学長

高橋 暢雄

2006年 2月22日

院長

孙 卫 军

2006年 2月22日



中國杭州師範學院與
日本武藏野學院大學
關於國際交流的協議書



中華人民共和國杭州師範學院與日本武藏野學院大學(以下簡稱“雙方”),依據各項國際交流計畫,基於互惠合作,增進雙方教育的原則下,為推動文化交流,促進雙方相互瞭解及建立友好合作關係,雙方簽訂本協議書,同意遵守下列事項:

1、本協議不限於特定學術領域的交流,凡具必要性,且對雙方學術提升,友好合作有所貢獻的各項交流計畫,均可實施。

- (1) 學生交流
- (2) 教職員交流
- (3) 合作研究
- (4) 學術資料,出版物以及資訊的提供
- (5) 其他有關方面的學術交流

2、前條所列各項交流計畫,屆時將由雙方充分協商並簽署具體協定後付諸實施。

3、在實施本協議的過程中,以不損害雙方自主權為原則,並且雙方均不接受來自外部的各種強制。

4、本協議經雙方協商後可在六個月以前修改或廢止。但是要本著已實施的項目不受影響,對方利益不受損害為原則。

5、本協定在雙方代表簽字後生效,有效期為五年。但是,如果協議期滿六個月之前無一方提出廢止,以後將自動等期延長。

6、本協議用中文和日文書就,一式兩份,兩種文本均為正本。

中國杭州師範學院

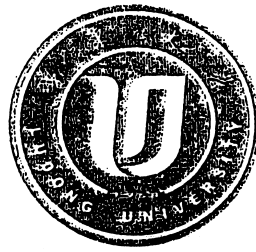
日本武藏野學院大學

學長:

院長:

2006年2月22日

2006年2月22日



日本国武蔵野学院大学・中国魯東大学国際交流協定書

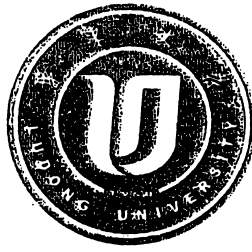
日本国・武蔵，野学院大学と中華人民共和国・魯東大学(以下両大学と呼ぶ)は、両大学の国際交流プログラムの実施により、相互協力の下、教育業績を向上し文化交流を推進すると共に両大学の相互利益と発展に貢献できるよう協定を締結する。

1. 交流の分野については特に限定せず、両大学の学術向上、友好親善に資するための次に挙げる必要かつ実施可能な諸計画とする。

- (1) 学生の交流
- (2) 教職員の交流
- (3) 共同研究
- (4) 学術資料、刊行物ならびに情報の交換
- (5) その他の学術交流

2. 上記プログラムの実施はそれぞれの状況に応じて十分な協議・取り決めを経て個別の文書による合意により効力を生じるものとする。

3. この協定を実施するに当たっては、両大学の自主性を損なわ



ないものとし、また両大学とも他方からいかなる強制をも受けないものとする。

4. この協定は相互の同意により、六ヶ月前に改正又は廃止することができるものとする。ただし、この場合、執行された項目に影響が及ばないように、また他方の不利益とならないよう、双方が十分協議した後に限るものとする。

5. この協定は両大学の代表者が署名された日から効力を発し、五年間効力を有するものとする。ただし、各協定の有効期間満了日の六ヶ月前にいずれの一方の大学から廃止の申し出がない限り、以後同期間ずつ更新するものとする。

6. この協定は日本語及び中国語による二通作成し、同文書は等しい正文とする。

日本国武蔵野学院大学

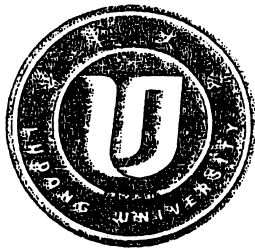
学長 高橋 暢雄

2007年7月27日

中国魯東大学

校長 李吉山

2007年7月27日



中国鲁东大学与日本国武藏野学院大学友好交流协议书

中华人民共和国鲁东大学与日本国武藏野学院大学（以下称双方），根据互惠互利，提高双方教育水平的原则，为推动文化交流、增进互相了解、建立互惠双赢的友好合作关系，特签订本协议书并同意遵守下列事项。

第一条 双方的交流合作不以本协议所列领域为限。凡对提升双方学术水平、增进友好合作关系有利且可能实施的交流计划，均可进行交流合作。

（1）学生交流

（2）教职员交流

（3）合作研究

（4）学术资料、发行刊物及信息的交流

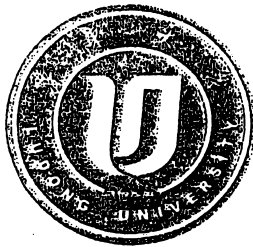
（5）其他学术交流

第二条 第一条中所列各项交流计划，将由双方根据各自的情况，在充分协商的基础上，签订具体实施协议后生效。

第三条 在本协议的实施过程中，以不损害双方自主权为原则，且双方均不接受来自外部的任何强迫。

第四条 本协议可在期满前六个月，经双方协商后作出修改或废除。但要本着不对已经实施项目造成影响、不给对方带来利益损失的原则。

第五条 本协议在双方代表签字后生效，有效期为五年。如果有效期



满六个月前，无任何一方提出废除，则自动等期延长。

第六条 本协议一式两份，分别用中文和日文书写，两种文字文本均为正本。

中国鲁东大学

校长

李健山

2007年7月27日

日本国武藏野学院大学

学长

高桥畅雄

2007年7月27日

武蔵野学院大学・銘傳大学国際交流協定書

日本国・武蔵野学院大学と中華民国（台湾）・銘傳大学（じ後両大学と呼ぶ）は、双方の大学の国際交流プログラムにより、互惠尊重の精神並びに双方の教育レベルの向上に資するため及び文化交流を促進し、相互理解を深めて、双方の友好関係を築くために、双方が本協定書を締結し、以下の事項の遵守に同意する。

1. 本協定書は、特定な分野の交流を限定せず、必要性があり、そして双方の教育レベルの向上並びに親善友好に貢献できる以下の項目を実施することができる。
 - (1) 教職員の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 共同研究
 - (4) 研究会及び学術会議の共同開催並びに参加
 - (5) 学術刊行物、資料及びに関連情報の交流
2. 前項に挙げられたプログラムの実施については詳細な実施細則を作り、双方の同意を得た後、初めて実施することとする。
3. 本協定書は双方の協議をへて内容を調整することができる。本協定は調印した日から実効し、有効期限は五年間とする。その後、自動的に五年間延長することができる。しかし一方が有効期間満了日の六ヶ月以前に書面文章で協定中止を申し出れば、本協定書は期限満了日以後、効力を失う。
4. この協定はそれぞれ中国語及び日本語で二通作成し、正文とする。

以上、協定書の内容に同意し、双方の代表者が署名し、証明とする。

武蔵野学院大学

銘傳大学

学 長 高橋 暢雄

学 長 李 銓

高橋 暢雄

2005 年 12 月 2 日

李 銓

2005 年 12 月 2 日

銘傳大學與武藏野學院大學國際交流合作協定書

中華民國銘傳大學與日本國武藏野學院大學（以下稱雙方），依據各項國際交流計畫，基於互惠合作、精進雙方教育之原則下，為推動文化交流、增進雙方相互了解及建立友好合作關係，雙方簽訂本協定書同意遵守下列事項。

第一條 本協定不限於特定學術領域之交流，凡具必要性，且對雙方學術提昇、親善友好有所貢獻之下列各項交流計畫，均可實施。

1. 教職員之交流
2. 學生之交流
3. 共同研究
4. 研討會及學術會議之合作舉辦與參與
5. 學術刊物、資料及相關資訊之相互提供

第二條 前條所列各交流計畫，應訂定個別具體計畫，並經雙方同意後，始能實施之。

第三條 本協定之內容，經雙方協議後，得修訂之。本協定自雙方簽署之日起生效，有效期間五年，並於各該次期間屆滿後，得自動延長五年。但雙方之任一方，於有效期間屆滿前六個月內，以書面通知對方終止本協定者，本協定於期間屆滿後，喪失效力。

第四條 本協定分別以中文及日文各製作兩份正本。

茲同意遵守以上合作協定書之內容，雙方大學之代表於簽署處簽名，以為證明。

銘傳大學

武藏野學院大學

校長



校長



李 銓

高橋 暢雄

2005年12月2日

2005年12月2日